

# 令和5年度修了考査 試験問題

## 第一問・第二問 〔会計に関する理論及び実務〕

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から18頁までとなっています。  
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りです。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 解答に当たり適用すべき法令等は、令和5年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験時間は3時間です。
- 11 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限りです。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和5年度修了

令和5年度修了

令和5年度修了

## 第一問 (150点)

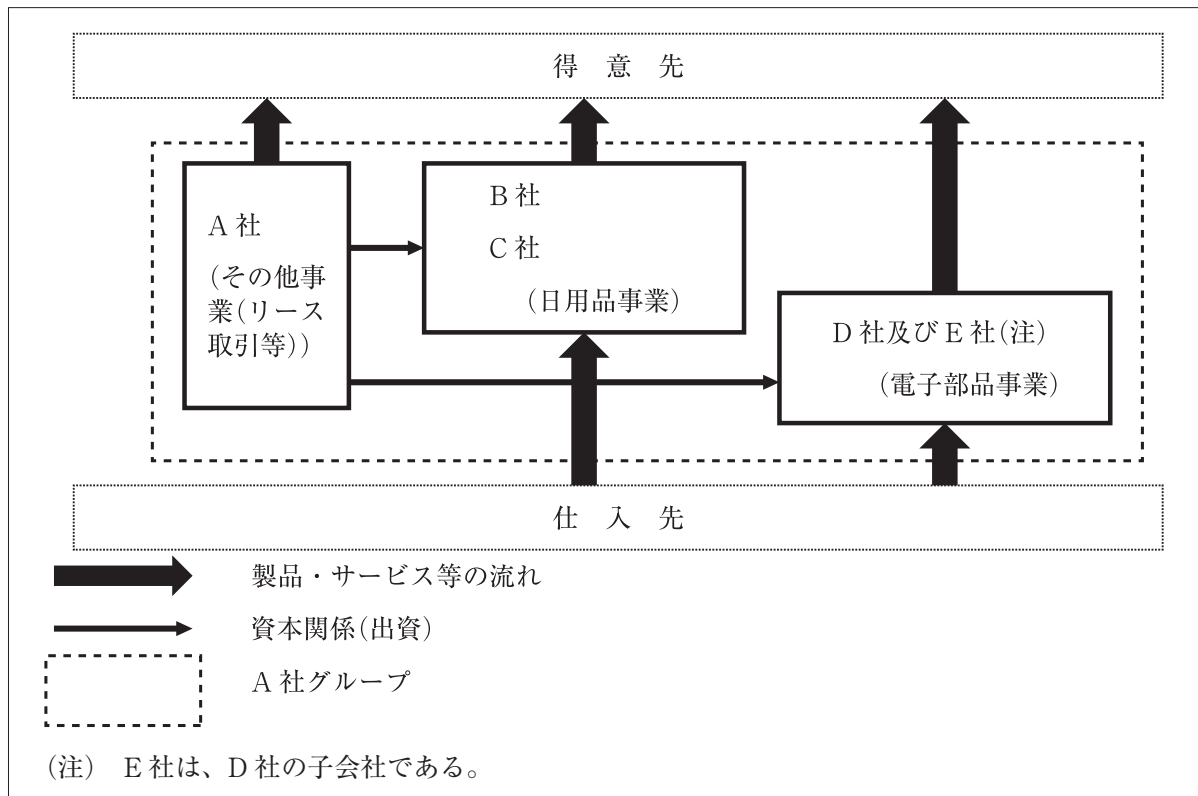
A 株式会社(以下「A 社」という。)は上場会社であり、A 社グループ(A 社及び連結子会社)は、日用品の卸売・物流、電子部品の製造・販売及びその他事業(リース取引等)を行っている。A 社は、国内に所在する B 株式会社(以下「B 社」という。)及び C 株式会社(以下「C 社」という。)並びに Y 国に所在する D 会社(以下「D 社」という。)及びその子会社 E 会社(以下「E 社」という。)を連結子会社として連結財務諸表を作成している。

A 社の 20X2 年 4 月 1 日から 20X3 年 3 月 31 日までの事業年度及び連結会計年度(以下合わせて「当年度」という。)に係る財務諸表及び連結財務諸表の作成に関して、以下の **問題 1** から **問題 5** の各設問に答えなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 会計処理及び表示に関しては、特に指示がない限り原則的方法による。また、金額の重要性は考慮しない。
2. 計算の結果生じた百万円未満の端数は、四捨五入する。
3. その他、問題文に記載のない事項は考慮しない。

### A 社グループの事業の系統図



**[前提条件]**

1. A社及び各連結子会社の決算日は3月31日である。
2. A社、B社及びC社は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成している。
3. A社は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、連結財務諸表を作成している。
4. D社及びE社は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して、財務諸表を作成している。
5. A社は、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第18号」という。)における「当面の取扱い」を適用し、連結決算手続上、IFRSに準拠して作成されているD社の連結財務諸表を利用している。
6. A社が作成する連結財務諸表のための個別財務諸表の修正に関しては、特に指示がない限り、当年度の法人税等として納付すべき額に影響はない。
7. 個別財務諸表の修正及び連結手続上の修正が税効果会計の対象となる場合は、修正事項に係る繰延税金資産は全て回収可能である。
8. A社グループ各社の税効果会計に適用される実効税率は、日本国内に所在する会社及び海外に所在する会社とも30%である。
9. 個別財務諸表の修正及び連結手続上の修正は、消費税等を考慮しない。
10. 四半期決算等の期中決算は考慮しない。

**問題 1** 次の[資料1]に基づき、A社の貸手としてのリース取引について、以下の **問** に答えなさい。

**[資料1] A社のリース取引及び収益の分解情報**

A社は、その他事業として、主に連結グループ外の会社に対する貸手としてのリース取引を行っている。A社の貸手としてのリース取引に、転リース取引はない。A社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸手としてのリース取引において、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法を採用している。

A社は、連結財務諸表における「収益認識関係」の注記における「収益の分解情報」(注)について、当該「収益の分解情報」と、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に従って各報告セグメントについて開示する売上高との関係を財務諸表利用者が理解できるようにするため、外部顧客への売上高を含めた以下の書式で注記する予定である。

**収益の分解情報**

	報告セグメント			合計
	日用品事業	電子部品事業	その他事業	
製品／商品売上				
サービス売上				
顧客との契約から生じる収益(計)				
その他の収益				
外部顧客への売上高(合計)				

(注)本問の「収益の分解情報」は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」において注記が要求されている「顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報」である。

**問** 上記の「**収益の分解情報**」についての注記の書式を前提として、貸手としてのリース取引による売上高について、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) 貸手としてのリース取引による売上高が記載されるのは、上記の「**収益の分解情報**」の書式のうち、どの区分であるか。以下の「**選択肢**」から選び、その記号を答えなさい。

「**選択肢**」

(a) 製品／商品売上      (b) サービス売上      (c) その他の収益

(2) 貸手としてのリース取引による売上高が、上記(1)で選択した区分に記載される理由を述べなさい。

**問題 2** 以下の「**資料 2**」に基づき、A 社が保有するその他有価証券について、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

「**資料 2**」 A 社が保有するその他有価証券

A 社は、関係会社株式に該当しない以下の銘柄の上場株式を保有しており、その取得原価及び当年度末における時価は、次のとおりである。

(単位：百万円)

銘柄	20X3 年 3 月 31 日	
	取得原価	期末時価
K 株式	800	1,300
L 株式	1,000	400
M 株式	2,000	1,600
合計	3,800	3,300

- ・ A 社は、関係会社株式を除く保有株式(上場株式)を全てその他有価証券に分類しており、評価差額の処理方法として全部純資産直入法を採用している。
- ・ その他有価証券の前年度の期末評価の仕訳を当年度において振り戻しており、当年度の期末評価前の帳簿価額は、取得原価となっている。なお、上記の 3 銘柄は、前年度までに減損処理は行っていない。
- ・ その他有価証券に係る評価差額について、個々の銘柄ごとに繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する方法を採用している。
- ・ 期末時価が取得原価に比べて 50 % 以上下落した銘柄は、会計上も税務上も取得原価まで回復する見込みはない。

**問 1** 20X3年3月期末のその他有価証券の期末評価に係る次の仕訳について、**(ア)** から **(ウ)** の空欄に当てはまる勘定科目及び **①** から **⑦** の空欄に当てはまる金額を答えなさい。なお、**(ア)** から **(ウ)** は以下の**[勘定科目]**から選択すること。

・K株式

(借方)		/	(貸方)		(単位：百万円)
その他有価証券	①		(ア)	②	
			その他有価証券評価差額金	③	

・L株式

(借方)		/	(貸方)		(単位：百万円)
(イ)	④		その他有価証券	④	

・M株式

(借方)		/	(貸方)		(単位：百万円)
(ウ)	⑤		その他有価証券	⑦	
	その他有価証券評価差額金	⑥			

**[勘定科目]**

繰延税金資産	繰延税金負債	有価証券評価損	法人税等
--------	--------	---------	------

**問 2** A社のL株式に係る上記会計処理について、当年度の連結財務諸表の「有価証券関係」注記において記載すべき内容を述べなさい。なお、該当する金額を答える必要はない。

**問題 3** 次の[資料3]に基づき、固定資産の減損について、以下の **問** に答えなさい。

**[資料3] B社に関する事項**

B社は、A社が株式を100%所有する連結子会社である。B社は、各支店において日用品の卸売り等を行っており、「支店ア」、「支店イ」及び「支店ウ」を有している。固定資産の減損会計における資産グループは、「支店ア」、「支店イ」及び「支店ウ」であり、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である。また、B社には、共用資産が存在する。この共用資産は、「支店ア」、「支店イ」及び「支店ウ」の各資産グループの全てに係る共用資産である。

当年度20X3年3月期におけるB社の資産グループごとの営業損益の状況は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	支店ア	支店イ	支店ウ	小計	共用資産	全社
売上高	20,000	12,000	8,000	40,000	—	40,000
営業損益	1,500	△500	△1,500	△500	—	△500

当年度において、「支店イ」、「支店ウ」及び全社で、営業損益がマイナスである。前年度の損益も同様の状況であり、資産グループ「支店イ」、「支店ウ」及び全社で、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから、減損の兆候がある。B社は、共用資産に減損の兆候がある場合に減損損失を認識するかどうかの判定を、資産グループ「支店ア」、「支店イ」及び「支店ウ」に共用資産を加えた、より大きな単位で行っている。

資産グループ「支店ア」、「支店イ」、「支店ウ」及び共用資産に係る減損損失の認識の判定及び測定の様子は、以下のとおりである。

**資産グループごとの減損損失の認識の判定及び測定**

(単位：百万円)

	支店ア	支店イ	支店ウ	小計	共用資産	全社
帳簿価額	1,000	1,400	2,000	4,400	1,000	5,400
割引前将来キャッシュ・フロー	(注1)	1,600	1,800	N/A		
減損損失の認識	—	しない	する	—		
回収可能価額	(注1)	(注2)	1,100	N/A		
減損損失	—	—	△900	△900		
減損処理後帳簿価額	1,000	1,400	1,100	3,500	1,000	4,500

(注1)「支店ア」は減損の兆候がないため、割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額を示していない。

(注2)「支店イ」は割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、回収可能価額を示していない。

**共用資産を含む、より大きな単位での減損損失の認識の判定及び測定**

(単位：百万円)

	支店ア	支店イ	支店ウ	小計	共用資産	全社
帳簿価額	1,000	1,400	2,000	4,400	1,000	5,400
割引前将来キャッシュ・フロー						5,200
減損損失の認識						する
回収可能価額						3,500
減損損失						△1,900
共用資産を加えることによる減損損失の増加額						△1,000

**問** B社の共用資産の減損について、以下の文章及び計算式の ① から ⑦ の空欄に当てはまる金額を答えなさい。

なお、以下の計算式の a、b、c 及び ? は設問上、金額を伏せている。

**共用資産の減損損失の超過額を各資産グループの帳簿価額に基づいて配分する方法**

B社の共用資産を含む、より大きな単位での減損損失 1,900 百万円のうち、「支店ウ」に係る減損損失 900 百万円を控除した減損損失の増加額 1,000 百万円は、原則として、共用資産に配分する。

B社の共用資産の正味売却価額が 700 百万円である場合には、共用資産に配分される減損損失 1,000 百万円は、共用資産の帳簿価額 ① 百万円と正味売却価額 700 百万円の差額である ② 百万円を超過することが明らかであるため、共用資産の減損損失の当該超過額である ③ 百万円は合理的な基準により各資産グループに配分する。

なお、共用資産の減損損失の当該超過額 ③ 百万円は、共用資産に配分される減損損失 1,000 百万円から、共用資産の帳簿価額 ① 百万円と正味売却価額 700 百万円の差額である ② 百万円を差し引いた金額である。

共用資産の減損損失の当該超過額 ③ 百万円を各資産グループの帳簿価額(減損処理後の帳簿価額)に基づいて配分する場合、各資産グループへの配分後の帳簿価額は以下ようになる。

(単位：百万円)

	各資産グループへの配分額	配分後の帳簿価額
支店ア	③ × ( a ÷ (a + b + c)) = ?	1,000 - ? = ?
支店イ	③ × ( b ÷ (a + b + c)) = ④	1,400 - ④ = ?
支店ウ	③ × ( c ÷ (a + b + c)) = ⑤	? - ⑤ = 880

(注)上記の a、b 及び c は、資産グループ「支店ア」、「支店イ」及び「支店ウ」に共用資産を加えた、より大きな単位での減損損失の認識の判定及び測定を行う前の段階における、資産グループごとの減損損失の認識の判定及び測定に係る各資産グループの減損処理後の帳簿価額である。



**共用資産の減損損失の超過額を帳簿価額と回収可能価額の差額の比率によって配分する方法**

「支店ウ」の回収可能価額 1,100 百万円のほかに、「支店ア」の回収可能価額 800 百万円及び「支店イ」の回収可能価額 900 百万円が把握されていた場合、「支店ウ」の減損後の帳簿価額が「支店ウ」の回収可能価額 1,100 百万円を下回らないようにするために、共用資産の減損損失の超過額を各資産グループへ配分する方法は、以下のようになる。

「支店ア」、「支店イ」及び「支店ウ」の各資産グループの帳簿価額(減損処理後の帳簿価額)と回収可能価額の差額の比率によって配分する。

(単位：百万円)

各資産グループの帳簿価額と回収可能価額の差額

支店ア  $1,000 - 800 = 200$

支店イ  $1,400 - 900 = 500$

支店ウ  $1,100 - 1,100 = 0$

(単位：百万円)

各資産グループへの配分額

支店ア  $\boxed{③} \times ( ? \div ? ) = 200$

支店イ  $\boxed{③} \times ( ? \div ? ) = \boxed{⑥}$

支店ウ  $\boxed{③} \times ( ? \div ? ) = 0$

配分後の帳簿価額

$1,000 - ? = ?$

$? - \boxed{⑥} = \boxed{⑦}$

$1,100 - 0 = 1,100$

**問題 4** 以下の[資料 4]に基づき、C 社株式の取得について、**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**[資料 4] C 社株式の取得に関する事項**

A 社は、当年度末である 20X3 年 3 月 31 日に、日用品卸売事業を行っている C 社株式の 80 % を 1,200 百万円で取得し、C 社を連結子会社とした。A 社は、20X3 年 3 月 31 日の C 社株式の取得以前には、C 社株式は保有していない。また、C 社株式の売却等を行う意思決定又は実施計画は存在しない。

C 社の資産のうち土地は 800 百万円(簿価)であり、20X3 年 3 月 31 日における当該土地の時価は 1,200 百万円である。土地以外の資産及び負債は、その簿価が支配獲得日の時価に近似するため、A 社の連結貸借対照表の作成に当たって、C 社の簿価によるものとする。

C 社の支配獲得に係る A 社の連結手続に関連する情報は、以下のとおりである。以下の情報は、C 社以外の子会社に係る事項は除外している。

**A 社要約貸借対照表(20X3 年 3 月 31 日) (単位：百万円)**

諸資産	100,000	諸負債	60,000
(内数)		資本金	30,000
C 社株式	1,200	利益剰余金	10,000

**C 社要約貸借対照表(20X3 年 3 月 31 日) (単位：百万円)**

諸資産	1,300	諸負債	500
(内数)		資本金	500
土地	800	利益剰余金	300

**C 社のみを連結した場合の A 社の連結貸借対照表の要約**

(20X3 年 3 月 31 日) (単位：百万円)

諸資産	(注 1) 100,500	諸負債	(注 3) 60,620
		資本金	30,000
		利益剰余金	10,000
のれん	(注 2) <b>①</b>	非支配株主持分	<b>②</b>

(注 1)「諸資産」は、A 社及び C 社の資産のうち、C 社に係るのれん以外の資産の金額である。

(注 2)「のれん」は、C 社に係るのれんの金額である。

(注 3)「諸負債」は、A 社及び C 社の負債であり、連結手続における時価修正に係る繰延税金負債を含む金額である。

**問 1** 上記[資料 4]の「C社のみを連結した場合の A 社の連結貸借対照表の要約(20X3 年 3 月 31 日)」における、 及び  の空欄に当てはまる金額をそれぞれ答えなさい。

**問 2** C 社株式の取得時における付随費用(支払手数料等)について、個別財務諸表における会計処理と連結財務諸表における会計処理をそれぞれ述べなさい。また、当該事項について、連結決算手続における個別財務諸表上の会計処理の修正に関する一時差異の税効果会計上の取扱いを述べなさい。

**問 3** C 社の支配獲得日における資産及び負債の時価評価及び投資と資本の消去の結果、識別可能な無形資産とのれんが計上された。この場合における以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。なお、該当する金額を答える必要はない。

(1) 20X3 年 3 月 31 日時点での識別可能な無形資産の計上とのれんの計上のそれぞれに係る一時差異について税効果会計上の取扱いの違いを述べなさい。

(2) 翌年度である 20X4 年 3 月期における識別可能な無形資産の償却とのれんの償却のそれぞれに係る一時差異について税効果会計上の取扱いの違いを述べなさい。

**問題 5** 以下の[資料5]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**[資料5] D社に関する事項**

- ・D社は、A社が株式を100%所有する連結子会社である。
- ・D社は、電子部品の製造・販売を行っており、電子部品の研究開発も行っている。
- ・D社は、研究に係る支出を発生時に費用処理している。開発に係る支出は、国際会計基準(以下「IAS」という。)第38号「無形資産」に従い、開発から生じる自己創設の無形資産の認識要件を全て満たす場合に、そのコストを無形資産として計上している。
- ・D社は、無形資産を耐用年数にわたって定期的に償却しており、無形資産に計上された開発費は、5年間で定額法により償却している。
- ・D社は、前年度末(20X2年3月31日)にY国に所在するE社の株式の100%を取得する企業結合を行った。D社がA社の連結手続のために提出する当年度(20X3年3月期)のD社の財務情報は、この企業結合の結果を反映したD社の連結財務諸表の数値となっている。当該企業結合に伴い、D社は前年度末にのれんを計上した。減損テストの結果、のれんは減損していない。

**問 1** IFRSでは、のれんを配分した資金生成単位又は資金生成単位グループについては、減損テストをいつ(どの頻度及びタイミングで)実施することを求めているか、IAS第36号「資産の減損」に則して答えなさい。

**問 2** D社におけるのれんの会計処理及び無形資産に計上した開発費の会計処理に対してA社で必要な対応について、実務対応報告第18号における「当面の取扱い」に則して、述べなさい。

なお、A社は、連結決算手続上、IFRSに準拠したD社の連結財務諸表を利用しており、D社が無形資産に計上した開発費は、企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」の対象となる研究開発費に該当する支出である。また、税効果への影響は考慮しない。

(満点 300点) { 第一問とあわせ }  
時間 3時間

## 第二問 (150点)

**問題 1** 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下合わせて「企業結合会計基準等」という。)について、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

### [前提条件]

1. A 株式会社(以下「A 社」という。)及び B 株式会社(以下「B 社」という。)の決算日は、3 月 31 日である。
2. A 社による B 社株式の取得前に、A 社と B 社は共通支配下の状態になかった。
3. 以下の[資料 1]及び[資料 2]に記載している取引以外はない。
4. 税効果は考慮しない。

### [資料 1] A 社による B 社株式の取得に関する事項

1. 20X1 年 3 月 31 日に、A 社は、B 社の株式の 100 % を 1,700 百万円で取得し連結子会社とした。A 社にとって、B 社株式の取得取引は重要である。
2. A 社による B 社の支配獲得時の B 社の個別貸借対照表は次のとおりである。A 社による B 社の支配獲得時の土地の時価は 700 百万円と算定された。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債・資本の部	金額
諸資産	500	資本金	500
土地	500	利益剰余金	500
合計	1,000	合計	1,000

3. A 社は連結決算手続上、B 社の支配獲得時に発生したのれんの償却期間を 10 年としている。A 社の支配獲得時に B 社の個別貸借対照表に計上されている資産以外に、識別可能資産及び負債はなかった。

### [資料 2] A 社による B 社の合併に関する事項

20X2 年 4 月 1 日に A 社は B 社を合併した(吸収合併存続会社は A 社)。合併期日前日の B 社の個別貸借対照表は次のとおりである。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債・資本の部	金額
諸資産	1,500	資本金	500
土地	500	利益剰余金	1,500
合計	2,000	合計	2,000

**問 1** 20X1年3月31日におけるA社によるB社株式の取得取引は、合併のように複数の企業が一つの法人格に統合されるものではない。この場合でも、A社の連結財務諸表上、当該B社株式の取得取引は「企業結合」に該当するものとして「企業結合に関する注記」が必要か否か、以下の「企業結合」の定義を踏まえて、答案用紙の正しいと考える方に○を付し、その理由を述べなさい。

「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されることをいう。

**問 2** A社の20X2年4月1日における個別財務諸表上の合併仕訳について、答案用紙の空欄に当てはまる金額又は勘定科目を答えなさい。

**問 3** 企業結合会計基準等では、共通支配下の取引であっても、親会社の子会社を吸収合併する場合には、抱合せ株式消滅差額を親会社の個別財務諸表の損益に計上した上で利益剰余金を増減させることとしている。その理由を一つ答えなさい。

**問題 2** 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下合わせて「減損会計」という。)について、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

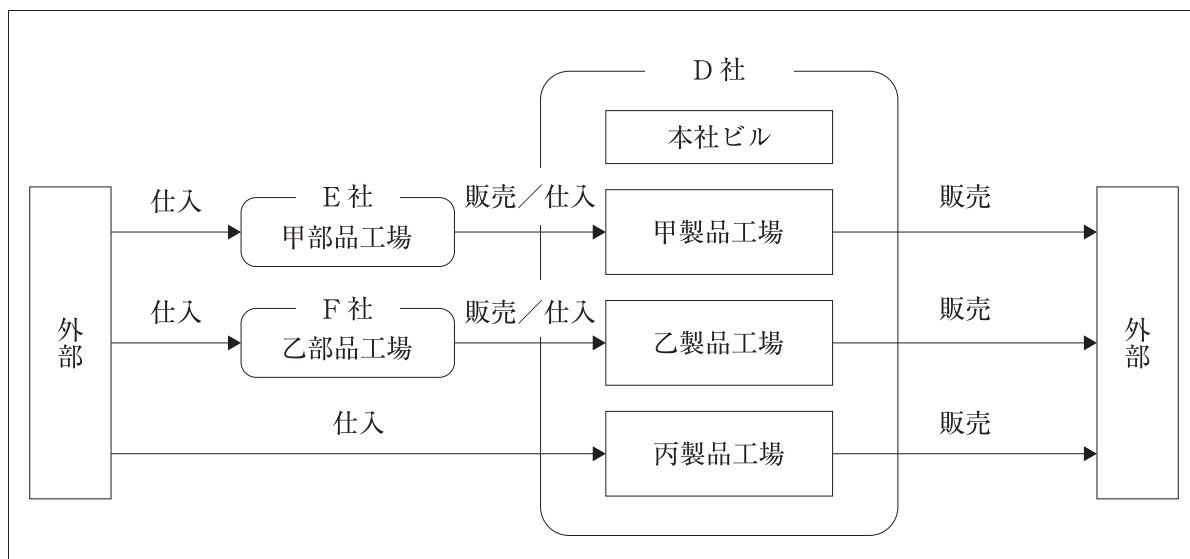
**[前提条件]**

以下の[資料 1]から[資料 3]に記載している取引以外はない。

**[資料 1] D 社グループに関する事項**

1. D 株式会社(以下「D 社」という。)は、甲製品・乙製品・丙製品の製造及び販売事業を行っており、連結子会社の E 株式会社(以下「E 社」という。)と持分法適用関連会社の F 株式会社(以下「F 社」という。)を有している。
2. E 社は甲製品の製造のための専用部品工場(甲部品工場)を、F 社は乙製品の製造のための専用部品工場(乙部品工場)をそれぞれ有しており、当該部品工場で製造された部品を D 社だけに販売している。D 社は、これらの部品を、E 社又は F 社以外から調達することはない。
3. D 社は、E 社及び F 社から仕入れた部品で甲製品及び乙製品を製造し、外部へ販売している。また、外部から仕入れた部品で丙製品を製造し、外部へ販売している。
4. D 社は、個別財務諸表上の減損会計の適用に当たり、甲製品工場、乙製品工場及び丙製品工場をそれぞれ資産グループとして取り扱い、本社ビルを共用資産として取り扱っている。
5. D 社グループでは、連結ベースで甲製品事業、乙製品事業及び丙製品事業の収支の把握を行っている。

**[D 社グループの商流図]**



**[資料2] 本社ビルに関する事項**

1. 共用資産である本社ビルは物理的な一つの資産である。
2. D社は、人員削減による空きスペースを有効活用するため、当期首から、本社ビルの一部を外部に賃貸している。
3. D社は、当該ビルの自社利用部分と外部賃貸部分とを長期継続的に区分することを見込んでいる。また、独立第三者価格で賃貸するため、外部賃貸部分を切り離しても、D社による甲製品、乙製品及び丙製品の製造及び販売事業から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を与えず、外部賃貸部分は当該キャッシュ・イン・フローと相互補完的ではない。

**[資料3] 丙製品工場内の製造設備に関する事項**

1. D社は、当期中の取締役会で、丙製品を製造する新型の製造ラインを3年後に導入する意思決定を行った。これに伴い、現在使用している丙製品工場内の製造設備を当初の予定(残存使用可能予測期間7年)よりも早期(3年後)に除却するという意思決定も行った。当該製造設備は3年後の除却時まで今までどおり使用される予定である。
2. 丙製品工場内の除却予定の製造設備に著しい陳腐化等の機能的減価は観察されていない。

**問1** 連結決算手続において、連結の見地からD社の個別財務諸表上のグルーピングの単位を見直すことができることを前提にすると、D社の連結財務諸表上、E社の甲部品工場及びF社の乙部品工場をそれぞれどのようにグルーピングすることが考えられるか答えなさい。

**問2** D社は個別財務諸表上、D社が保有する本社ビルのうち外部への賃貸部分を異なる資産グループとすることを検討している。このグルーピングの考え方に対する見解をその理由と共に述べなさい。

**問3** D社の個別財務諸表上、丙製品工場内の製造設備について当期にどのような会計処理の検討が必要になるか答えなさい。



**問題 3** 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)について、以下の **問** に答えなさい。

**[前提条件]**

1. G 株式会社(以下「G 社」という。)は、H 会社(以下「H 社」という。)の持分を 20X0 年 3 月末に取得し、連結子会社とした。
2. G 社は国内上場会社であり我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用している。一方、H 社は在外子会社であり国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)を適用している。
3. G 社は、H 社を連結するに当たり、実務対応報告第 18 号における「当面の取扱い」を適用している。なお、実務対応報告第 18 号における「当面の取扱い」において示された項目以外は連結決算手続上修正しない。
4. G 社及び H 社の決算日は 3 月 31 日である。
5. 税効果は考慮しない。

**問** H 社で以下のような取引及び会計処理を行っている場合、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

- ・ H 社は、株式に IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)で認められている公正価値の事後的な変動を包括利益計算書のその他の包括利益に表示する方法を選択し、売却損益及び減損損失の累計額をその他の包括利益累計額に表示している。なお、減損処理の要否の判断は考慮しない。
- ・ H 社は、20X0 年 4 月 1 日に上場株式 200 株を 200,000 ユーロ (@ 1,000 ユーロ × 200 株)で取得した。

借方科目	金額(ユーロ)	貸方科目	金額(ユーロ)
投資有価証券	200,000	現金預金	200,000

- ・ 20X1 年 3 月 31 日の当該上場株式の公正価値は 160,000 ユーロ (@ 800 ユーロ × 200 株)であった。

借方科目	金額(ユーロ)	貸方科目	金額(ユーロ)
その他の包括利益	40,000	投資有価証券	40,000

- ・ H 社は、20X1 年 4 月 1 日に当該上場株式のうち 100 株を 80,000 ユーロ (@ 800 ユーロ × 100 株)で売却した。

借方科目	金額(ユーロ)	貸方科目	金額(ユーロ)
現金預金	80,000	投資有価証券	80,000

- ・ 20X2 年 3 月 31 日の当該上場株式の公正価値は 120,000 ユーロ (@ 1,200 ユーロ × 100 株)であった。

借方科目	金額(ユーロ)	貸方科目	金額(ユーロ)
投資有価証券	40,000	その他の包括利益	40,000

- (1) G社の連結財務諸表作成に際し、実務対応報告第18号における「当面の取扱い」の適用に当たり、H社に関する20X2年3月期に必要な連結修正仕訳を答えなさい。使用する勘定科目は、以下の**[勘定科目]**から選択すること。

**[勘定科目]**

投資有価証券	投資有価証券売却損益	その他の包括利益
--------	------------	----------

- (2) IFRS第9号に基づく非上場株式(市場価格のない株式)の貸借対照表価額は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)に基づく貸借対照表価額と差異が生じる。この差異の内容が明確になるよう、以下の(①)及び(②)の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ IFRS第9号では、資本性金融商品に対する投資は、全て(①)で測定しなければならない。</li><li>・ 金融商品会計基準では、市場価格のない株式は、(②)をもって貸借対照表価額とする。</li></ul> |
|--|

G社の連結財務諸表上、実務対応報告第18号における「当面の取扱い」の適用に当たり、当該差異によりH社の財務諸表を連結決算手続上、修正しなければならないか、答案用紙の正しいと考える方に○を付しなさい。

**問題 4** 以下の会計基準等に基づき、**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

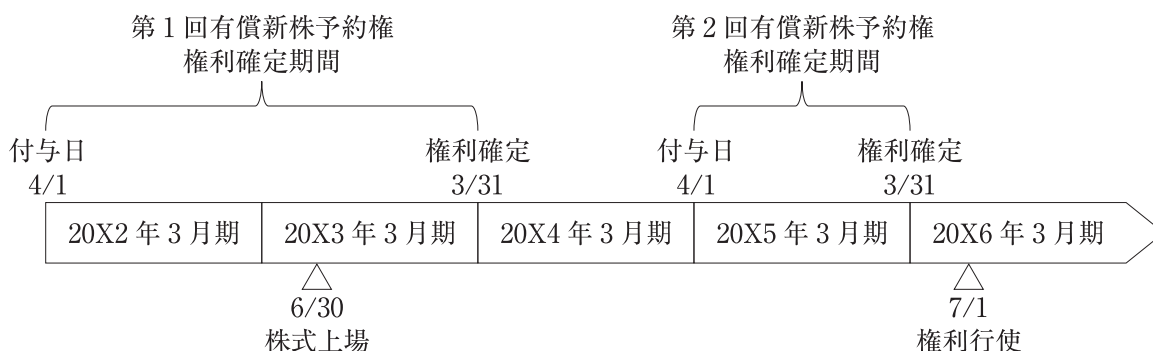
- ・企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
- ・企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」
- ・実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(以下「実務対応報告第 36 号」という。)

**[前提条件]**

J 株式会社(以下「J 社」という。)は、3 月決算会社であり、J 社の代表取締役社長及び従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与している。J 社が付与した権利確定条件付き有償新株予約権の概要及びスケジュールは以下のとおりである。

	第 1 回有償新株予約権	第 2 回有償新株予約権
付与対象者の区分	J 社の代表取締役社長	J 社の従業員等
有償新株予約権の数	20,000 個 (普通株式 20,000 株)	1,000,000 個 (普通株式 1,000,000 株)
付与日	20X1 年 4 月 1 日	20X4 年 4 月 1 日
権利確定条件	20X3 年 3 月期の営業利益が 5 億円を超えること、かつ、対象勤務期間(2 年間)において継続して勤務していること。	20X5 年 3 月期の営業利益が 10 億円を超えること、かつ、対象勤務期間(1 年間)において継続して勤務していること。
対象勤務期間	20X1 年 4 月 1 日 ～ 20X3 年 3 月 31 日	20X4 年 4 月 1 日 ～ 20X5 年 3 月 31 日
権利行使期間	20X3 年 7 月 1 日 ～ 20X5 年 6 月 30 日	20X5 年 7 月 1 日 ～ 20X6 年 6 月 30 日
権利行使価格(注)	80 円	300 円
付与日における公正な評価単価(注)	(以下の[資料 1] 1 参照)	30 円
付与日における有償新株予約権の払込金額の合計額	20,000 円	1,000,000 円

(注) 1 株当たりの金額である。



**[資料 1] 第 1 回有償新株予約権に関する事項**

1. 第 1 回有償新株予約権の付与日時点において、J 社は未公開企業であった。そのため、第 1 回有償新株予約権は、公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値(算定時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額)の見積りによって会計処理を行っている。第 1 回有償新株予約権の付与時点の J 社の 1 株当たりの株式の評価額は 80 円である。
2. J 社の株式上場以後の株価は、以下のとおりである。

20X2 年 6 月 30 日(株式上場時)	20X3 年 3 月 31 日	20X5 年 3 月 31 日
280 円	300 円	380 円

3. 20X3 年 3 月末日に J 社の営業利益は 5 億円を超え、第 1 回有償新株予約権 20,000 個(20,000 株)の権利は確定したが、20X5 年 3 月 31 日までに権利行使された新株予約権はない。

**[資料 2] 第 2 回有償新株予約権に関する事項**

1. 20X5 年 3 月末日に J 社の営業利益は 10 億円を超え、第 2 回有償新株予約権 1,000,000 個(1,000,000 株)が権利確定した。
2. 20X5 年 7 月 1 日に第 2 回有償新株予約権 800,000 個(800,000 株)が権利行使され、J 社は自己株式を処分して交付した。処分する自己株式の帳簿価額は 1 株当たり 250 円であった。

**問 1** 第 1 回有償新株予約権について、20X5 年 3 月期に注記が必要となる、「期末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額」を答えなさい。

**問 2** 実務対応報告第 36 号では、権利確定条件付き有償新株予約権に関する各会計期間における費用計上額は、「権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額」とされている。この定めに従い、第 2 回有償新株予約権の 20X5 年 3 月期の株式報酬費用の金額を答えなさい。

**問 3** 第 2 回有償新株予約権の 20X5 年 7 月 1 日の権利行使時の仕訳について、答案用紙に記載している各勘定科目の金額を答えなさい。

# 令和5年度修了考査 試験問題

## 第三問・第四問 監査に関する理論及び実務

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から12頁までとなっています。  
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限ります。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 解答に当たり適用すべき法令等は、令和5年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験時間は3時間です。
- 11 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和5年度修了

令和5年度修了

令和5年度修了

### 第三問 (150点)

**問題 1** 東京証券取引所に上場している A 株式会社(以下「A 社」という。)は、電気機器の製造・販売を営んでいる。国内主要都市に展開する 7 支店は販売機能のみを担っており、子会社はないことから、連結財務諸表は作成していない。

あなたは、A 社の 20X4 年 3 月期(以下「当期」という。)から、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の主査を担当することとなり、監査計画を作成している。

以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**問 1** 監査の計画及び実施における重要性の概念について、次の文中の空欄 **①** から **⑤** に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- ・一般に重要性があるとされるのは、虚偽表示が個別に又は集計すると、当該財務諸表の **①** の **②** に影響を与えると合理的に見込まれる場合である。
- ・重要性の基準値とは、監査計画の策定時に決定した、**③** 全体において重要であると判断する虚偽表示の金額(監査計画の策定後改訂した金額を含む。)をいう。
- ・**④** の重要性とは、未修正の虚偽表示と **⑤** の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。

**問 2** あなたは、当期の監査計画の作成過程で、重要性の基準値を検討している。A 社の業績推移は[資料 1]のとおりであり、ほぼ安定した推移を示している。

#### [資料 1] 業績の推移

(単位：百万円)

	20X1 年 3 月期	20X2 年 3 月期	20X3 年 3 月期	20X4 年 3 月期 (当期業績予想(注))
売上高	20,500	21,000	21,170	20,111
売上総利益	4,305	4,620	4,446	4,223
売上総利益率	21 %	22 %	21 %	21 %
経常利益	2,305	2,420	2,446	2,223
税引前当期純利益	2,105	2,220	2,246	2,023

(注)当初の監査計画段階での業績予想である。

営利を目的とする企業では、重要性の基準値の決定において、税引前当期純利益を使用することが多い。このため、あなたは当初の監査計画段階で、A社の業績予想に基づき重要性の基準値を税引前当期純利益2,023百万円の5%である101百万円と設定した。

しかし、第2四半期を終了した時点でA社は業績予想を変更し、税引前当期純利益が1,000百万円に留まる見込みであると発表した。そこで、あなたは重要性の基準値の変更の要否を検討することとした。

上記の業績予想の変更理由が、以下のケース1、ケース2であった場合、それぞれ重要性の基準値の変更の要否と、その理由を述べなさい。

ケース1：災害による多額の特別損失の発生による場合。ただし、当該特別損失の発生以外、業績予想に重要な変動はない。

ケース2：市場縮小に伴う売上・利益の減少予想による場合。

**問3** あなたは、監査計画の作成過程で、棚卸資産評価額の見積りに関する遡及的な検討、すなわち前期末における棚卸資産の評価額と当期の販売価額との比較を行っている。

(1) 監査計画段階で遡及的な検討を行う理由を、経営者による内部統制の無効化の観点から答えなさい。

(2) 比較の結果、前期末で評価減が不要とされた棚卸資産の販売から当期に損失が生じていた。こうした損失が、過年度の財務諸表に虚偽表示があったことを示しているかどうかを判断する際に考慮すべき点を、監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」に従って答えなさい。

**問4** あなたが、監査チームメンバーに売上取引に係る詳細テストのサンプリングを計画させたところ、当期に往査を予定している3支店の取引のみを対象として必要サンプル数を抽出する方針であった。なお、各支店の業務内容、内部統制の整備運用状況に大きな差はないため、往査する支店は概ね3年で全支店を一巡するように、ローテーションに従って選定されている。

このサンプリング方針について、あなたは妥当ではないと判断した。その理由を答えなさい。



**問題 2** あなたは、商品販売業を営む B 株式会社(以下「B 社」という。)の監査において、主査を担当しており、当期の監査における IT への対応を検討している。以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**問 1** IT 全般統制とは、「IT 環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業の IT プロセスに係る内部統制」である。これを(1)アクセス管理のプロセス、(2)プログラムや他の IT 環境への変更を管理するためのプロセス、(3)IT 業務を管理するプロセスに区分した場合の、各プロセスにおける具体的な統制活動の例を、以下の**[選択肢]**から二つずつ選び、その記号を答えなさい。ただし、**[選択肢]**は 1 回しか使えない。

**[選択肢]**

- (a)設計、開発、テスト及び本番環境への移行プロセスに対する内部統制
- (b)利用者が職責に必要な情報にのみアクセスできるようにする内部統制
- (c)顧客マスターに登録済みの取引先以外には、売上データの入力を受け付けない内部統制
- (d)財務報告のジョブ又はプログラムの実行の成否を監視する内部統制
- (e)IT 環境の脆弱性や侵入を監視する内部統制
- (f)退職又は異動時に利用者のアクセス権を削除する内部統制
- (g)データ出力側とデータ入力側のデータ件数が不一致の場合、処理を中止する内部統制
- (h)IT アプリケーション又はその他の IT 環境に関連する、当初の開発又は導入に対する内部統制

**問 2** あなたは、IT の専門知識を有する者(以下「IT 担当者」という。)を監査チームのメンバーとして関与させることを検討している。以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。なお、解答に当たり、IT 担当者の専門知識と経験について記述する必要はない。

- (1) IT 担当者の関与の要否及び程度の検討に際して、最も判断に影響を与えるとあなたが考える事項を答えなさい。
- (2) IT 担当者が関与する場合、IT 担当者への指示の段階で、「業務の内容、範囲及び目的」について合意することが必要とされている。なぜ指示の段階でこれらについての合意が求められるのか、その理由を答えなさい。
- (3) 上記(2)で指示した業務が完了し、IT 担当者から監査調書が提出された際の監査調書の査閲で、IT 担当者の業務の適切性を評価するために確かめるべき事項を二つ答えなさい。

**問 3** 監査基準報告書 500「監査証拠」では、「監査人は、企業が作成した情報を利用する場合には、当該情報が監査人の目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを評価しなければならない」とされている。

B社は、当期に滞留債権の定義をより厳格に見直すとともに、新たな売上債権アプリケーションを導入した。当該アプリケーションからは、滞留債権リストが自動的に生成されており、あなたは、債権評価の適切性の検討に利用することを予定している。

あなたが出力された滞留債権リストを一覧したところ、新たな滞留債権の定義に該当する売上債権の一部が、明らかに含まれていないことが判明した。そのため、あなたは、この原因をB社に質問するとともに、自らも原因を把握することとした。

企業が作成した情報の利用に関する対応として、この売上債権アプリケーションの正確性を検証するためにどのような手続きを実施するか、「滞留債権の抽出条件の設定」、「仕組み(作成ロジック)の理解」の二つの観点から答えなさい。なお、売上債権アプリケーションで用いる元データの信頼性については検証済みであり、IT全般統制については言及する必要はない。

**問 4** あなたは、経営者による内部統制の無効化に関連するリスク対応手続の一環として、総勘定元帳に記録された仕訳入力 of 適切性を検証しようとしている。B社は汎用の財務会計パッケージソフトを使用しており、あなたはB社が通期分の仕訳として抽出したデータを入手した。

- (1) データ入手後、最初に実施すべきと考える手続の内容を、その目的とともに答えなさい。
- (2) 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」で例示されている不適切な仕訳入力やその他の修正が持つ特性について、IT全般統制では対応が困難と考えられるものを以下から三つ選び、その記号を答えなさい。

- (a)取引とは無関係な又はほとんど使用されない勘定を利用した仕訳入力
- (b)入力担当者以外によって入力された仕訳入力
- (c)期末又は締切後の仕訳入力のうち、摘要欄の説明が不十分な仕訳入力
- (d)未登録の勘定科目を用いて行われる仕訳入力
- (e)同じ数字が並ぶ数値を含んでいる仕訳入力(例えば、0000 や 9999)

**問題 3** 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」について、以下の

**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**問 1** その他の記載内容について、以下の文章の空欄 ① から ④ に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- ・その他の記載内容は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び ① である。
- ・監査人は、その他の記載内容を ② しなければならないが、その過程では以下を行わなければならない。
  - (ア) その他の記載内容と ③ の間に重要な相違があるかどうか検討すること。
  - (イ) 監査において入手した証拠と到達した結論の観点から、その他の記載内容と監査人が ④ 知識の間に重要な相違があるかどうか検討すること。

**問 2** その他の記載内容の検討に関し、以下の文章の空欄 ① から ③ に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

- あなたは、その他の記載内容を検討したところ、重要な相違があると考えた。このため、経営者と協議し、以下に該当する事実があるかどうかを判断することにした。
- ・その他の記載内容に重要な誤りがあること
  - ・財務諸表に ① があること
  - ・監査人の ② に関する ③ を更新する必要があること

[選択肢]

(a)内部統制 (b)理解 (c)重要な虚偽表示 (d)不正リスク (e)企業及び企業環境

**問 3** 主査であるあなたは、その他の記載内容への対応を検討している。以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

- (1) あなたは、その他の記載内容を監査報告書日以前に適時に入手するよう、業務執行社員から指示を受けた。その他の記載内容を監査報告書日以前に入手し、検討することが必要な理由を答えなさい。
- (2) あなたは、その他の記載内容を検討する担当者を監査チームメンバーから選定している。財務諸表の金額との照合や比率計算にとどまらず、その他の記載内容を検討するために、担当者の決定に際し、考慮すべき事項を答えなさい。

(満点 300点) { 第三問とあわせ }  
時間 3時間

## 第 四 問 (150 点)

**問題 1** A 株式会社(以下「A 社」という。)は、東京証券取引所に上場している電気機器製造業を営む会社である。あなたは、20X3 年 3 月期(以下「当期」という。)から新たに A 社の会社法及び金融商品取引法に基づく監査の主査を担当することになった。A 社の監査計画を策定するに当たり、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下の[資料 1]及び[資料 2]を踏まえて、A 社の監査計画を策定する上で、財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクを識別するために、あなたが考慮する不正リスク要因を二つ答えなさい。

**問 2** 以下の[資料 1]及び[資料 2]を踏まえて、A 社の監査計画を策定する上で、あなたが識別するアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクについて、[資料 2]の文章中の  で囲った勘定科目から三つ選択し、それぞれの勘定科目で最も重要と考えるアサーションとその理由を答えなさい。

### [資料 1] 財務数値の推移

(単位：百万円)

決算期	20X0 年 3 月期	20X1 年 3 月期	20X2 年 3 月期	20X3 年 3 月期 (当期)(予算)
売上高	40,812	31,781	30,509	41,000
売上総利益	3,673	2,897	2,613	3,500
販売費 及び一般管理費	2,297	2,484	2,259	2,400
営業利益	1,376	413	354	1,100
当期純利益	892	286	107	550
総資産	58,951	57,208	56,812	
純資産	2,279	2,365	2,272	

## [資料2] A社に関する事項

### ➤ A社の業績

A社は、5年前に東京証券取引所に上場した。上場後は、A社の製品に比べて低価格の他社製品による影響で「売上高」及び利益のいずれも下落傾向である。そこで、A社では新製品を開発し、20X2年4月から生産及び販売を開始している。当期の予算では、新製品の「売上高」及び利益の増加が期待されており、社内での新製品の業績達成プレッシャーが強まっている。

### ➤ 新製品の生産・販売と会計処理

A社では、新製品の生産を自社の工場ではなく、全て外部の製造委託先で生産し、製造委託先から販売先へ直接納品している。A社では、製造委託先から販売先に出荷した時点で、新製品の「売上高」及び「売上原価」を計上している。なお、上場時から企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の要件を満たしている。

### ➤ 新製品の販売先とリベート

A社は、新製品の販売先として、従来から取引実績がある家電量販店等だけではなく、販路を拡大するために販売代理店との取引を開始している。また、当期から販売数量に応じた「リベート」を販売先に還元するキャンペーンを実施している。なお、「リベート」は「売上高」から控除している。

### ➤ 売掛金と貸倒引当金

A社では、販売代理店との取引開始とキャンペーン実施の結果、「売掛金」の残高が増加している。また、販路拡大を優先したため、信用力の低い販売代理店との取引もあり、回収期日を超えた「売掛金」が発生しており、個別に回収不能見込額を「貸倒引当金」として計上している。

### ➤ 役員報酬

A社の役員報酬は、固定部分と業績連動部分で構成されており、業績連動部分が役員報酬の大きな割合を占めている。なお、業績連動部分の支払条件は、1年間の営業利益として1,000百万円の達成が条件となっているが、20X1年3月期(前々期)及び20X2年3月期(前期)では達成していない。

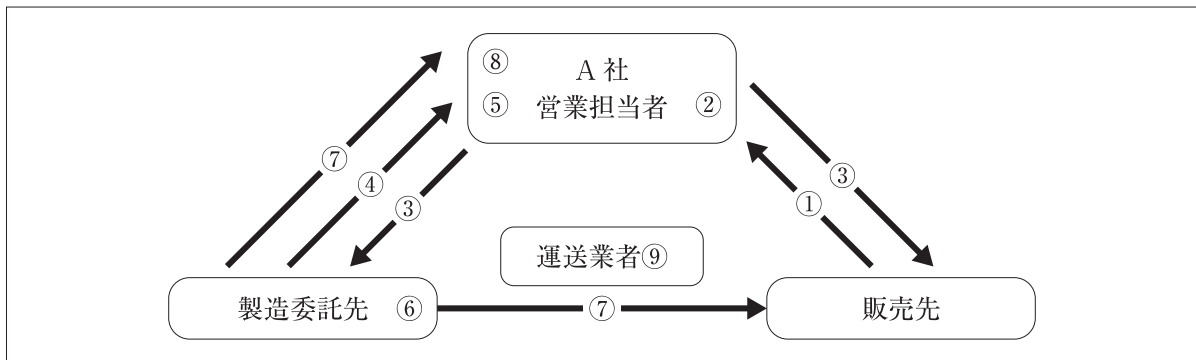
### ➤ 銀行との金銭消費貸借契約

銀行との金銭消費貸借契約書において、3期連続で当期純利益が500百万円を下回った場合、又は純資産が2,000百万円を下回った場合に、借入金を一括返済するという財務制限条項が付されている。

**問 3**

A社の20X2年4月から販売している新製品を取り扱う事業部の20X3年3月期(当期)の売上高の予算は11,000百万円である。また、この事業部の受注から売上計上に至る業務の流れは以下の[資料3]のとおりである。売上高に関しては上記[資料1]及び[資料2]を踏まえてアサーションレベルの重要な虚偽表示リスクを識別している。これらのリスクに対応するために、不適切に計上された売上高を発見する実証手続(リスク評価手続及び内部統制評価手続は記載不要)を二つ答えなさい。なお、製造委託先・販売先及び運送業者との共謀は想定しない。

**[資料3] A社の新製品を取り扱う事業部における、受注から売上計上に至る業務の流れ**



事業部は、20X2年4月に新たに設置された部署である。営業担当者が販売先からの受注、製造委託先への出荷指示、売上及び売上原価の計上業務を一人で実施しており、内部統制が十分に構築されていない。そのため、営業担当者がA社で保管している「注文書」「受注伝票」「出荷指示書」及び「引渡書」を偽造して売上高を不適切に計上するリスクを識別している。

- ① A社の営業担当者は、販売先から「注文書」を入手する。
- ② 営業担当者は、内容確認後、「注文書」に確認印を押印する。
- ③ 営業担当者は、「注文書」を作成し、販売先に送付するとともに、製造委託先に対して出荷予定日及び出荷数量を記載した「受注伝票」及び「出荷指図書」を送付する。
- ④ 製造委託先は、A社から入手した「受注伝票」について確認印を押印後、A社に送付する。
- ⑤ 営業担当者は、製造委託先から送付された押印済みの「受注伝票」に基づき、販売管理システムに受注データの入力を行う。
- ⑥ 製造委託先は、「出荷指図書」に基づき、出荷作業を行い、「出荷伝票」(「出荷指示書」「引渡書」「納品書」「受領書」及び「現品票」の5枚綴り)を作成し押印する。
- ⑦ 製造委託先は、「納品書」「受領書」及び「現品票」を新製品に添付の上、A社の指定した運送業者を介して販売先に出荷し、「出荷指示書」及び「引渡書」をA社に送付する。
- ⑧ 営業担当者は、製造委託先から送付された「出荷指示書」及び「引渡書」と、販売管理システム上の受注データを基に出荷データの入力を行い、売上及び売上原価を計上する。
- ⑨ A社が指定した運送業者は、販売先での受取日が記載された受取印のある「受領書」を入手・保管する。

**問題 2** B株式会社(以下「B社」という。)は、東京証券取引所に上場している精密機器製造業を営む会社である。あなたは、B社の会社法及び金融商品取引法に基づく監査の主査を、当期から担当している。B社の財務諸表において棚卸資産は重要な資産であり、棚卸資産の監査に当たり、あなたはB社の経理部長と打合せを実施する。以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**問 1** あなたは、経理部長との打合せに先立ち、当期の棚卸資産の实地棚卸の立会方針を検討している。以下の[資料1]を踏まえて、B社の实地棚卸の立会を計画するに当たり、事前に監査チームとして検討すべき事項を次のとおりまとめた。次の空欄 **①** から **⑥** に当てはまる語句を、以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

- ・過去に多額の棚卸差異が発生している工場もあるため、**①** を想定した棚卸資産に関する重要な虚偽表示リスクを識別する。
- ・システム変更をした工場もあるため、棚卸資産に関する **②** の理解を実施する。
- ・本社の指示に基づいて工場毎に作成している实地棚卸に対する **③** を入手する。
- ・毎月、棚卸資産の残高を实地棚卸で把握している工場があることから棚卸資産の **④** の有無を把握する。
- ・棚卸資産の金額の **⑤** 、数量把握の **⑥** などの保管している棚卸資産の内容を考慮して立会を実施する工場を選定する。

[選択肢]

- |             |               |          |
|-------------|---------------|----------|
| (a)適切な棚卸指示書 | (b)特別に検討するリスク | (c)不正や誤謬 |
| (d)妥当性      | (e)困難性        | (f)適切性   |
| (g)重要性      | (h)内部統制       | (i)継続記録  |

[資料1] B社の棚卸資産・管理体制等

➤ **棚卸資産の内容**

B社の棚卸資産は、精密機器を生産するための原材料等と製品から構成されている。

➤ **各工場の棚卸資産管理体制**

- ・北海道工場では、毎月、棚卸資産の残高を实地棚卸で把握している。
- ・関東工場では、過去に多額の棚卸差異が発生していた。
- ・九州工場では、当期に本社の基幹システムと工場の棚卸資産のデータを自動で連携するシステムに変更している。

➤ **各工場の实地棚卸の状況**

本社からの实地棚卸の基本的な指示を基に实地棚卸の具体的な棚卸計画を作成している。

**問 2** B社の経理部長から、「会社としては、従来から棚卸差異の分析を十分にしており、また、今回システム変更した工場の棚卸資産データの整合性の確認も取れているので、監査人の立会を当期から全工場で省略することはできないか。」という質問があったが、あなたは監査人の立会は省略できないと考えている。以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) 監査人による実地棚卸の立会が必要となる理由を答えなさい。

(2) 監査人が実地棚卸の立会で実施しなければならない手続を二つ答えなさい。

**問 3** B社の経理部長から、「当期から決算作業を早期化するために、実地棚卸を期末日の1か月前に実施することを検討している。」との話があった。B社が実地棚卸を期末日の1か月前に実施することとなった場合において、棚卸資産に関する内部統制の評価手続と、追加で実施する実証手続をそれぞれ答えなさい。

**問 4** 実地棚卸はB社の期末日で実施され、あなたが往査した工場の実地棚卸の立会結果は、以下の[資料2]のとおりであった。あなたが、この工場の実地棚卸の立会の後に実施すべき手続について、アサーションを三つ記載するとともに、それぞれに対応した手続を答えなさい。

#### [資料2] 実地棚卸の立会結果

##### ➤ 実地棚卸の方式等

工場の実地棚卸は、棚札を利用した棚卸方式を採用している。工場では、棚卸時に使用した棚札の番号を記載した棚札使用報告書を作成している。また、当日使用した棚札の控えを基に、工場の管理部で在庫の数量を棚卸資産管理システムに入力し、在庫明細を作成している。

##### ➤ テスト・カウントとカットオフ

あなたは工場の実地棚卸の立会時に、12件のテスト・カウントを実施して、保管場所、品番及び数量を記録してきた。なお、棚卸実施日当日は、工場の生産ラインは停止しており、棚卸実施日前日の原材料の最終入庫5件と、製品の最終出荷5件に関する証憑類を入手した。

##### ➤ 預かり製品

倉庫の棚卸対象外の場所に、売上計上済みであるが販売先から預かっている製品が保管されていた。工場では、その預かり製品について販売先からの保管依頼書を入手している。

##### ➤ 返品された製品

倉庫の返品エリアに返品された製品が大量に保管されていた。なお、性能不良で返品された製品は、帳簿価額の50%を評価減として計上する会計方針を採用している。



**問題 3** 財務諸表監査における監査証拠に関して、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**問 1** 財務諸表監査における監査証拠に関して、次の空欄 **①** から **⑥** に当てはまる語句を、以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

- ・ 監査人は、**①** 及び監査報告書を裏付けるために、**②** な監査証拠を入手できるように、適切な監査手続を立案し実施しなければならない。
- ・ 監査証拠を入手する監査手続には、**③** に加え、閲覧、観察、確認、再計算、再実施及び分析的手続があり、多くの場合はそれらを組み合わせて実施する。
- ・ **③** は、重要な監査証拠を提供することがあり、**④** の証拠を提供する可能性もあるが、そのみでは、アサーション・レベルの重要な **④** がないこと又は内部統制の運用状況の有効性について十分な監査証拠を提供しない。
- ・ 監査人は、監査手続を立案し実施する場合には、監査証拠として利用する情報(外部情報源から入手する情報を含む。)の **⑤** と信頼性を考慮しなければならない。
- ・ 監査証拠は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体にかかわらず、文書化されたものの方が、口頭で得たものよりも、証明力が **⑥** (例えば、議事録は、会議の後の口頭による議事説明よりも証明力が **⑥**)。

[選択肢]

- |         |         |            |           |
|---------|---------|------------|-----------|
| (a)強い   | (b)適時性  | (c)質問      | (d)評価     |
| (e)適合性  | (f)監査意見 | (g)会計上の見積り | (h)十分かつ適切 |
| (i)虚偽表示 | (k)監査計画 | (l)実査      | (m)弱い     |

**問 2** 以下の[資料 1]を踏まえて、会社が作成している棚卸資産の年齢調表を監査証拠として利用する場合、監査証拠の信頼性を評価するために実施する事項を二つ答えなさい。

[資料 1] 棚卸資産の年齢調表

(単位：百万円)

商品名	4 か月以前 仕入	3 か月前 仕入	2 か月前 仕入	1 か月前 仕入	合計
A 商品	5	13	19	32	69
B 商品	3	5	17	28	53
C 商品	0	2	6	16	24
D 商品	12	10	5	25	52
合計	20	30	47	101	198

(注)棚卸資産の年齢調表は、経理担当者が会社の基幹システムと連動している棚卸資産管理システムからデータ(csv形式)で出力したものを、経理担当者自らがエクセルで作成したものである。

**問 3** 以下の(1)から(3)のアサーションに適合した監査手続を実施するため、次の[選択肢]からそれぞれ二つ語句を選び、その語句を使用して適合する監査手続を答えなさい。なお、[選択肢]は2回以上使用しても差し支えない。

- (1) 重要な貸付金の実在性を確かめる。
- (2) 過年度から保有している土地及び建物の権利の有無を確かめる。
- (3) 子会社株式が著しく下落していないかを確かめる。

[選択肢]

不動産登記簿謄本	財務諸表等	稟議書
売買契約書	所有権	親会社の税務申告書
金銭消費貸借契約書	実質価額	連帯保証人

# 令和5年度修了考査 試験問題

## 第五問・第六問 税に関する理論及び実務

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から25頁までとなっています。  
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限ります。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 解答に当たり適用すべき法令等は、令和5年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験時間は3時間です。
- 11 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和5年度修了

令和5年度修了

令和5年度修了

## 第五問 (150点)

**問題 1** A 株式会社(以下「当社」という。)は医薬品の卸売業を営む非同族会社(常時使用する従業員の数は500人以下で、法人株主はいない。)で、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の当期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の法人税の確定申告について、以下の[資料1]から[資料13]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従いなさい。

**問 1** 以下の[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]の①から②③の金額を答案用紙の解答欄の「総額」欄に記入して答えなさい。また、記載した金額の処分が留保であるものは「留保」欄に、社外流出であるものは「社外流出」欄に「○」を付しなさい。

なお、金額が0円るとき又は該当がないときは「総額」欄に「なし」と記入し、「処分」欄には何も記入しない。

**問 2** 当社がこの確定申告により納付すべき法人税額について、以下の[確定納付税額の計算]の②④から②⑦の金額を答えなさい。なお、「別表四の所得金額又は欠損金額」の金額は千円未満の端数を切り捨て、「差引所得に対する法人税額」の金額は百円未満の端数を切り捨てて計算しなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部変更したものである。
2. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ当社の当期の納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて所得を計算しなさい。
3. 以下の[資料4]から[資料13]に示されている金額は全て消費税及び地方消費税を含まない金額である。また、解答に当たっては、消費税及び地方消費税について考慮しない。
4. 過去の全ての法人税の確定申告は適法になされている。
5. 当期の確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続は、いずれも適法に行われている。
6. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。
7. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。

[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]

(単位：円)

区 分		金額
当期利益又は当期欠損の額		①
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	②
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	③
	損金経理をした納税充当金	④
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	⑤
	減価償却の償却超過額	⑥
	役員給与の損金不算入額	⑦
	交際費等の損金不算入額	⑧
	売上計上漏れ	⑨
	繰延資産償却超過額	⑩
	貸倒損失否認額	⑪
	土地圧縮限度超過額	⑫
	有価証券計上漏れ	⑬
	積立保険料計上漏れ	⑭
	未払賞与否認	⑮
	法人税等調整額	⑯
	その他の加算項目	***
小 計		***
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	⑰
	受取配当等の益金不算入額	⑱
	売上原価認容額	⑲
	土地圧縮積立金積立額	⑳
	貸倒損失認定損	㉑
	その他の減算項目	***
	小 計	
仮 計		126,000,000
寄附金の損金不算入額		㉒
法人税額から控除される所得税額		㉓
所得金額又は欠損金額		***

[確定納付税額の計算]

(単位：円)

別表四の所得金額又は欠損金額(千円未満の端数切捨て)		⑭
法人税額の計算	所得金額 800 万円以下に係る税額(税率 15 %)	***
	所得金額 800 万円超に係る税額(税率 23.2 %)	***
	小 計	***
控除税額		⑮
差引所得に対する法人税額(百円未満の端数切捨て)		***
中間申告分の法人税額		⑯
差引確定法人税額		⑰

[資料 1] 当社の概要、会計及び税務処理に関する事項

1. 資本金 30,000,000 円、資本準備金 10,000,000 円、資本金等の額 45,000,000 円
2. 事業内容 医薬品の卸売業
3. 前期(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)以前から繰り越された青色欠損金はない。
4. 消費税及び地方消費税について税抜経理方式を採用している。
5. 納税地の所轄税務署長に対して棚卸資産の評価方法の届出書及び減価償却資産の償却方法の届出書を提出したことはない。
6. 当期中に行った剰余金の配当はない。

[資料 2] 損益計算書の末尾(一部抜粋)

損益計算書の末尾		(単位：円)
税引前当期純利益		140,072,600
法人税、住民税及び事業税	(注) 43,444,600	
法人税等調整額	1,015,000	44,459,600
当期純利益		<u>95,613,000</u>

(注)法人税、住民税及び事業税の内訳は以下のとおりである。

中間納付法人税及び地方法人税	12,000,000
中間納付道府県民税及び市町村民税	2,800,000
中間納付事業税及び特別法人事業税	5,400,000
期末決算整理による見積計上額	23,244,600
計	<u>43,444,600</u>

**[資料3] 租税公課の納付状況**

1. 当期中の法人税等の納付状況は、以下の別表五(二)(一部抜粋)のとおりである。なお、「法人税」には地方法人税を含み、「住民税」は道府県民税と市町村民税を合算したものであり、「事業税」には特別法人事業税を含む。

(単位：円)

税目及び事業年度		期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額		
				充当金取崩し による納付	仮払経理 による納付	損金経理 による納付
法人税	前期分	18,720,000		18,720,000		
	当期分	中間	(注)12,000,000			12,000,000
		確定		***		
住民税	前期分	4,290,000		4,290,000		
	当期分	中間	2,800,000			2,800,000
		確定		***		
事業税	前期分		6,604,000	6,604,000		
	当期分	中間	5,400,000			5,400,000

(注) 中間納付額 12,000,000 円は、法人税 10,859,700 円と地方法人税 1,140,300 円の合計額である。

2. 当期中に租税公課として損金経理により納付したものは、上記1に記載のもの以外は、以下のとおりである。
- ・源泉所得税に係る不納付加算税 50,000 円
  - ・印紙税 2,432,000 円(うち過怠税 132,000 円を含む。)

**[資料4] 売上高に関する事項**

令和6年3月1日に販売価額が未確定のままB株式会社(以下「B社」という。)に引き渡した商品について、その後令和6年5月20日にB社と話合いが付き、販売価額1,300,000円と確定した。また、当社はその商品の仕入原価である1,100,000円を期末棚卸高に含めており、売上高は計上していない。

なお、当期末の現況で販売価額を適正に見積もると1,260,000円となる。



**[資料5] 有価証券に関する事項**

1. 当期末に有する有価証券及びその配当の額は次のとおりである。当社は配当の額から源泉所得税額を控除した手取り額を当期の収益に計上している。なお、以下の保有する株式は内国法人の株式であり、売買目的有価証券に該当するものではない。

- ・ 銘柄                    C 社株式
- ・ 配当の原資            利益剰余金
- ・ 配当等の額            400,000 円
- ・ 源泉所得税額        81,680 円
- ・ 計算期間              令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

なお、C 社株式は当社が数年来発行済株式総数の 30 % を継続的に保有している。

2. 当社は、令和 6 年 3 月 11 日に内国法人 D 社株式 10,000 株を 10,000,000 円で売買目的有価証券として取得した。当期末における当該 D 社株式 10,000 株の時価は 12,000,000 円となっているが、当社は何ら会計処理を行っていない。

**[資料6] 減価償却に関する事項**

当社は、当期中に以下の減価償却資産を取得し事業の用に供したので、これらの取得価額の全額を消耗品費等として費用に計上している。なお、全ての資産について取得後即日事業の用に供している。

区 分	事業供用年月日	取得価額	法定耐用年数	備 考
応接セット(1セット)	令和 6 年 3 月 8 日	420,000 円	8 年	本社応接室用
事務机(1セット)	令和 6 年 3 月 7 日	190,000 円	8 年	
その他の器具備品	令和 6 年 3 月 25 日	180,000 円	8 年	(注 1)

(注 1) 1 個又は 1 組の取得価額が 100,000 円以上のものはない。

(注 2) 減価償却資産の定額法、定率法(平成 24 年 4 月 1 日以後取得分)の償却率、改定償却率及び保証率は次のとおりである。

耐用年数 8 年	定額法償却率 0.125	定率法償却率 0.250	改定償却率 0.334	保証率 0.07909
----------	--------------	--------------	-------------	-------------

#### [資料7] 取用等に関する事項

1. 令和5年4月25日に公共施設の用地として以下の資産について買取りの申出があったので、令和5年11月6日に譲渡した。なお、この買取りの申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて収用されることになる。

収用等された土地については、対価補償金及びその他の補償金(譲渡経費補てん補償金)を収益として計上するとともに、収用等された資産の帳簿価額及び譲渡経費を損失として計上した。

区分	対価補償金	その他の補償金	譲渡直前簿価	譲渡経費
土地	40,000,000円	1,200,000円	17,640,000円	2,000,000円

2. 令和5年11月13日に代替資産として次の土地を取得しており、直ちに事業の用に供している。この代替資産については、当期の確定した決算において、剰余金の処分により圧縮積立金を積み立てている。

土地 50,000,000円(税効果会計適用前の圧縮積立金 30,000,000円)

3. 収用換地等の場合の特別控除については考慮しない。

#### [資料8] 同業者団体への支出に関する事項

当社が所属している同業者団体が会館を建設することになり、当社もその建設費用を一部負担することになった。当社は令和5年6月20日、当該負担金3,600,000円を同業者団体に支払い、雑費に計上した。この会館は専ら同業者団体が使用するものであり、令和5年9月に建設が着手され、令和6年7月に完成予定である。当該同業者団体は、令和5年9月1日に建設業者に全額を支払った。なお、この会館の法定耐用年数は50年である。

#### [資料9] 貸倒れ等に関する事項

1. 数年来取引を続けていたE株式会社(以下「E社」という。)及びF株式会社(以下「F社」という。)は、ともに支払能力が急速に悪化したため昨年からの取引を停止しており、当期末で取引停止後1年6か月になる。そこで、E社に対する貸付金1,000,000円及びF社に対する売掛金600,000円について、それぞれ備忘価額1円を残し、貸倒れとして損金経理した。なお、貸倒引当金については考慮しない。
2. 当社は以前からGゴルフクラブ(預託金制)に法人会員として加入しており、加入に際して12,000,000円(うち預託金部分4,000,000円)を支出し、支出額の全額を資産に計上している。このGゴルフクラブを運営するH株式会社は、令和6年3月5日に民事再生法による再生計画認可の決定があり預託金の50%が切り捨てられたが、当社は何ら会計処理をしていない。

#### [資料 10] 交際費等に関する事項

当期中に支出し、販売費及び一般管理費の区分に交際費として計上した 12,280,000 円の内訳は、以下のとおりである。

- ・得意先に対して、売掛金の回収高に比例して支払った金銭 3,000,000 円
- ・得意先との商談に際して供与した昼食代(通常供与される程度の食事である。) 100,000 円
- ・得意先を料亭で接待した際の飲食費(参加人数は 10 人である。) 650,000 円
- ・当社の使用人 5 名で慰労を兼ねて料亭で飲食した費用 250,000 円
- ・当社の特約店に専属するセールスマン(その報酬につき所得税法第 204 条《源泉徴収義務》の規定を受けるものである。)の慰安旅行費用(通常要する費用である。)の当社負担額 780,000 円
- ・得意先を旅行に招待した旅費 3,400,000 円
- ・得意先を旅行に招待した際に同行した使用人の旅費 800,000 円
- ・得意先のゴルフ接待に要した費用 3,300,000 円

#### [資料 11] 寄附金に関する事項

当期中に支出し、寄附金として損金経理したものは以下のとおりである。なお、交際費、広告宣伝費及び福利厚生費等には該当しない。

- ・特定公益増進法人に対するもの 5,000,000 円
- ・公益財団法人 I への災害義援金(指定寄附金に該当する。) 1,500,000 円
- ・商工会議所に対する備品購入資金 2,500,000 円
- ・私立高校に対する校舎増築資金 1,000,000 円

なお、この私立高校は当社役員甲氏が後援会長を務めており、甲氏が個人で負担すべきものである。甲氏には定期給与を支払っており、不相当に高額な部分の金額はなく、事前確定届出給与の届出は提出していない。

#### [資料 12] 賞与に関する事項

当期末に、決算賞与 11,000,000 円を未払賞与として損金経理した。なお、当該賞与については、令和 6 年 3 月 25 日に賞与の支給を受ける全ての使用人に対して各人別にその支給額を通知し、令和 6 年 5 月 20 日に全て支払っている。

#### [資料 13] 生命保険料に関する事項

当社は、役員のみを被保険者とし、生存保険金の受取人を当社、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族とする養老保険を J 保険会社と契約し、令和 6 年 2 月 1 日に当期分の保険料 1,400,000 円(うち傷害特約に係る保険料 300,000 円を含む。)を支払っている。なお、支払った金額は、全額損金経理している。

**問題 2** 消費税及び地方消費税について、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 課税事業者該当する K 株式会社(以下「当社」という。)が行った次の取引等が、「課税仕入れ」には該当しない理由を簡単に説明しなさい。なお、次の取引等はいずれも国内取引に該当するものとする。

- (1) 当社は、贈答用に全国百貨店共通商品券を購入して得意先に配布した。
- (2) 当社は、暗号資産交換業者である内国法人 L 株式会社を通じて、暗号資産を有償で譲り受けた。
- (3) 当社は、指定保税地域内の倉庫において、外国貨物(非課税とされるものではない。)を保管したことにより、内国法人である M 株式会社に対して保管料を支払った。
- (4) 当社は、当社商品の納品先への輸送中にそのまま又は軽微な修理を加えて使用することができないような事故が発生したため、納品先に対して損害賠償金を支払った。

**問 2** N 株式会社(以下「当社」という。)は、日本国内に本社を有し、電子機器の販売業を営む会社である。当社の当期(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間の課税期間)の消費税及び地方消費税の確定申告について、以下の[資料 1]から[資料 3]に基づき、「I 当期の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算」及び「II 当期の消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算」の①から⑳の空欄に当てはまる金額、数値又は語句を答えなさい。なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従いなさい。

消費税及び地方消費税の税率は、以下のとおりである。

	軽減税率	標準税率
消費税	6.24 %	7.8 %
地方消費税	1.76 %	2.2 %
合計	8.0 %	10.0 %

**[解答上の留意事項]**

1. 計算方法が複数ある場合は、問題文に指示がある場合を除き、当期の納付すべき消費税額及び地方消費税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる計算方法を用いなさい。
2. 課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分は、特に記載がある場合を除き、資産の譲渡等との対応関係が明確なものは、課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
3. 問題文に記載されている事項以外は、考慮しない。
4. 解答に際して、金額がマイナスのときは金額に「△」を付し、0 円のときは「なし」と記載しなさい。また、問題文に指示がある場合を除き、計算の過程で生じる 1 円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。

**I 当期の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算**

**[課税売上割合の計算]**

(単位：円)

課税売上高(税抜き)	①
免税売上高	②
非課税売上高	③
資産の譲渡等の対価の額	④
課税売上割合(% 表示した上で小数点第 3 位以下の端数切捨て)(注)	⑤ %

(注)以下の計算では、課税売上割合として端数処理後の数値である⑤ % を使用する。

[課税仕入れ等の消費税額の合計額の計算]

(単位：円)

課税仕入れ等の区分		支払対価(税込み)		消費税額
		軽減税率	標準税率	合計
課税仕入れ	課税資産の譲渡等にのみ要するもの	⑥	⑧	***
	その他の資産の譲渡等にのみ要するもの	***	***	***
	共通課税仕入れ	⑦	⑨	***
	合計	***	***	***
課税仕入れ等の消費税額の合計額				⑩

[控除対象仕入税額の計算]

(単位：円)

個別対応方式	⑩のうち、課税資産の譲渡等にのみ要するもの	⑪
	⑩のうち、共通課税仕入れ	⑫
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の消費税額	⑬
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の消費税額		⑭
採用する計算方法 … ( ⑮ )方式		

II 当期の消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算

(単位：円)

消費税額の計算	課税標準額(千円未満の端数切捨て)	⑯
	課税標準に対する消費税額	***
	控除対象仕入税額	***
	差引税額(百円未満の端数切捨て)	***
	中間納付税額	⑰
	確定納付税額	***
地方消費税額の計算	課税標準額	***
	課税標準額に対する譲渡割額(百円未満の端数切捨て)	⑱
	中間納付譲渡割額	⑲
	確定納付譲渡割額	***
消費税及び地方消費税の確定納付税額の合計		⑳

### [資料1] 当社の概況

1. 消費税及び地方消費税は、過去から当期末に至るまで継続して税込経理方式により会計処理している。
2. 前々期(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の課税期間)の課税売上高は10,000,000円を超えていた。
3. 前期(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の課税期間)に係る消費税及び地方消費税の確定申告では、個別対応方式により仕入れに係る消費税額の計算を行った。
4. 国外事業者から電気通信利用役務の提供を受けたことはない。
5. 納税地の所轄税務署長に対して消費税課税事業者選択届出書、消費税簡易課税制度選択届出書、消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書及び消費税課税期間特例選択届出書を提出したことはない。
6. 消費税法の各条項の適用に必要な帳簿、請求書その他の書類は全て適法に保存している。
7. 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。

### [資料2] 収益に関する事項

収益に関する事項は、以下の損益計算書の抜粋のみを考慮する。

		(単位：円)
売上高		194,104,300
国内売上高	(注1)	126,228,300
輸出売上高	(注2)	67,876,000
営業外収益		10,944,000
社宅利用料収入	(注3)	504,000
有価証券売却益	(注4)	10,000,000
為替差益	(注5)	90,000
損害保険金	(注6)	350,000

(注1)全て電子機器を国内小売店へ販売したものである。

(注2)全て電子機器を国外に輸出したものである。

(注3)社宅の利用料として従業員から徴収したものである。

(注4)簿価200,000,000円の上場株式を210,000,000円で売却したことによるものである。なお、この売却に伴う手数料55,000円が支払手数料に含まれている。

(注5)外貨建取引に係る法人税法等の規定に基づき適正に処理された結果、生じたものである。

(注6)商品配達中の保険事故発生により受け取った損害保険金であり、資産やサービスの対価として受け取るものではない。

### [資料3] 費用に関する事項

費用に関する事項は、以下の損益計算書の抜粋のみを考慮する。

		(単位：円)
売上原価		116,304,000
期首商品棚卸高		44,527,000
当期商品仕入高		104,788,000
期末商品棚卸高		33,011,000
販売費及び一般管理費		38,618,900
人件費	(注1)	22,798,000
減価償却費		3,514,400
賃借料	(注2)	7,140,000
支払手数料	(注3)	165,000
通信費	(注4)	760,000
旅費交通費	(注5)	2,720,000
その他の費用	(注6)	1,521,500
営業外費用		327,600
支払利息		327,600

(注1) 全て消費税の課税対象外である。

(注2) 本社ビルの賃借料 3,960,000 円、商品保管用倉庫賃借料 1,980,000 円及び従業員用借上社宅の賃借料 1,200,000 円の合計額である。

(注3) 従業員用借上社宅の賃貸借契約更新に伴って不動産仲介業者に支払った更新手数料 110,000 円及び有価証券売却に伴って証券会社に支払った手数料 55,000 円の合計額である。

(注4) 国際電話料金 100,000 円が含まれているが、それ以外は全て国内の電話料金及び郵便料金である。

(注5) 海外出張における旅費及び日当 520,000 円が含まれているが、それ以外は国内出張に係る旅費及び日当である。

(注6) 中間納付消費税額 549,600 円、中間納付地方消費税額 148,300 円、贈答用の商品券の購入費 500,000 円、得意先との外食代 275,000 円、得意先へ持参した果物の購入代金 43,200 円及び従業員(本社総務)の残業夜食代(飲食物を購入し支給したもの) 5,400 円の合計額である。



**問題 3** 所得税について、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 所得税法では、一時的、偶発的な所得又は変動性を有する所得ごとに、所得の金額又は税額の計算上、特別の方法を認めている。以下の(1)から(3)の各所得に関して、答案用紙の(ア)の欄には所得の金額の計算方法を、(イ)の欄には課税標準の計算方法を、以下の解答例も参考にして、それぞれ簡潔に述べなさい。

- (1) 退職所得(特定役員退職手当等及び短期退職手当等を除く)
- (2) 譲渡所得(総合長期)
- (3) 一時所得

解答例(「山林所得」の場合)

(例)	(ア)	山林所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、残額から山林所得の特別控除額(最高 50 万円)を控除する。
	(イ)	山林所得の金額は、他の所得の金額とは別個に五分五乗の方式によって計算する、いわゆる分離課税となる。

**問 2** 以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。なお、消費税及び地方消費税については考慮しない。

- (1) 以下の[資料 1]に基づき、居住者甲の令和 5 年分の給与所得の金額を計算し、計算過程も答えなさい。なお、特定支出控除額については考慮しない。

[資料 1]

- ・ 本給 6,600,000 円
- ・ 残業手当 180,000 円
- ・ 役付手当 120,000 円
- ・ 勤続手当 90,000 円
- ・ 住宅手当 60,000 円
- ・ 出張旅費 92,000 円 (旅費規程に基づき支給され通常必要と認められるものであるが、実際に使ったのは 70,000 円であった。)
- ・ 通勤手当 720,000 円 (交通機関等を利用する合理的な運賃等の額で、1 月当たり 60,000 円の 12 か月分である。)

[給与所得控除額の算式]

給与等の収入金額(給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000 円まで	550,000 円
1,625,001 円から 1,800,000 円まで	収入金額 × 40 % - 100,000 円
1,800,001 円から 3,600,000 円まで	収入金額 × 30 % + 80,000 円
3,600,001 円から 6,600,000 円まで	収入金額 × 20 % + 440,000 円
6,600,001 円から 8,500,000 円まで	収入金額 × 10 % + 1,100,000 円
8,500,001 円以上	1,950,000 円(上限)

- (2) 以下の[資料2]に基づき、居住者乙の令和5年分の総所得金額を計算し、計算過程も答えなさい。なお、△表記は損失を示している。また、租税特別措置法については考慮しない。

[資料2]

- ・不動産所得 2,000,000円
- ・事業所得 △2,400,000円
- ・譲渡所得(総合短期) △1,000,000円(生活に通常必要でない資産から生じたものではない。)
- ・一時所得 1,800,000円
- ・雑所得 800,000円

- (3) 以下の[資料3]に基づき、居住者丙の令和5年分の譲渡所得の金額を計算し、計算過程も答えなさい。

[資料3]

- ① 丙所有の非事業用建物(平成28年8月10日に3,500,000円で取得したもので、同種減価償却資産の耐用年数は24年である。)を令和5年5月10日に取り壊し、その敷地となっていた土地(先祖代々伝わるものであり、取得価額は不明である。)を10,000,000円で譲渡した。なお、旧定額法償却率は以下のとおりである。

耐用年数	旧定額法償却率	耐用年数	旧定額法償却率
24年	0.042	36年	0.028

- ② 上記建物の取壊しは譲渡の条件となっており、取壊し費用400,000円を支出している。
- ③ この土地は不動産業者P株式会社へ譲渡したものであるが、当初別の不動産業者Q株式会社と売買契約を締結していたため、違約金600,000円を支出してQ株式会社との契約を解除している。

## 第六問 (150点)

以下の **問題 1** から **問題 3** の各設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従いなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 問題文に指示がある場合を除き、納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて計算しなさい。
2. 過去の全ての確定申告は適法になされている。
3. 確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続は、いずれも適法に行われている。
4. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。
5. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。
6. 外貨については適正に円貨に換算されている。

**問題 1** A 株式会社(以下「A 社」という。)は衣料品の対面販売の店舗を展開している、資本金10億円の非上場の同族会社であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。A 社は、内国法人である B 株式会社(以下「B 社」という。)及び C 株式会社(以下「C 社」という。)、外国法人である D 会社(以下「D 社」という。)を子会社として有している。A 社の当期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の法人税の所得計算について、以下の[資料1]から[資料6]に基づき、**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。なお、消費税等は考慮しない。

### [資料1] 子会社の概要

会社名	業務内容等	A 社との資本関係	備考
B 社	A 社の店舗及び D 社に卸す衣料品の製造を行う内国法人	100 %	平成 24 年に A 社の 100 % 子会社として設立
C 社	インターネット上で生活用品の販売を行う内国法人	100 %	令和 6 年 3 月 1 日に従前の株主から全株式を現金で取得
D 社	衣料品の製造・販売を行う外国法人	60 %	2003 年に現地の法人とのジョイント・ベンチャー企業として設立

**[資料2] A社の所有する建物の減損処理及び売却**

近年のインターネット販売市場の拡大や企業における在宅勤務の導入に伴い、A社の一部の店舗の営業利益が減少し、今後も営業利益の低迷と採算の悪化が見込まれるため、令和4年3月期の事業年度末に減損会計を適用し、将来キャッシュ・フローの減少を見込んで、建物の帳簿価額を下記のように減損処理した。

減損処理した建物については、その翌事業年度(令和5年3月期)から減損後の帳簿価額を見積残存耐用年数(18年、償却率0.056)で償却している。償却額は、年7,380,800円である。

また、令和6年3月期の期末において、減損した建物を115,000,000円で第三者に売却して、固定資産売却損を計上した。

(単位：円)

取得時の帳簿価額	令和3年4月1日の帳簿価額(注)	減損前の帳簿価額	減損金額	減損後の帳簿価額
270,000,000	206,820,000	199,800,000	68,000,000	131,800,000

(注)会計上と法人税法上の帳簿価額は同額であった。減損前の帳簿価額は、耐用年数39年の定額法償却率(0.026)による税法限度額(年7,020,000円)の償却を行った後の金額である。

令和4年3月期、令和5年3月期及び令和6年3月期の建物に係る会計処理を以下のとおり行っていた。

期 間	会 計 処 理	
	借 方	貸 方
<b>令和4年3月期</b> (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	減価償却費 7,020,000円	建物 75,020,000円
	減損損失 68,000,000円	
<b>令和5年3月期</b> (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	減価償却費 7,380,800円	建物 7,380,800円
<b>令和6年3月期</b> (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	減価償却費 7,380,800円	建物 7,380,800円
	現金預金 115,000,000円	建物 117,038,400円
	固定資産売却損 2,038,400円	

**問 1** 上記[資料 2]に基づいて A 社が行った建物に係る会計処理に関し、令和 4 年 3 月期、令和 5 年 3 月期、令和 6 年 3 月期における法人税申告書別表四(所得の金額の計算に関する明細書)における申告調整について、区分、調整金額及び申告調整内容を答案用紙に記入しなさい。なお、答案用紙にある申告調整内容は「加算」又は「減算」のいずれか、「留保」又は「社外流出」のいずれかを○で囲みなさい。

**問 2** 法人税法上、固定資産について「一定の事実」が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合に、損金経理によりその帳簿価額を減額したときは評価損を損金に算入できる。この場合の「一定の事実」のうち、二つを簡潔に答えなさい。

**[資料 3] B 社が負担すべき賃料の A 社による支払い**

B 社は、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの工場賃料(年額 12,000,000 円)を令和 5 年 4 月 10 日に支払った。B 社は、令和 3 年以降の燃料や原材料の値上がりによる製造コストの上昇により経営が悪化していた。そこで、A 社は B 社への暫定的な支援として、工場賃料を A 社が負担することとした。A 社は、令和 5 年 5 月 10 日に 12,000,000 円を B 社に支払い、会計上は賃料負担金として費用計上した。

**[資料 4] C 社株式の取得に係る費用の処理**

A 社は、対面販売による衣料品小売業の収益悪化への対応として、インターネット販売業への参入を検討し、令和 5 年 5 月からコンサルティング業者に市場調査と買収候補となる企業の選定を依頼した。その後、コンサルティング業者の調査報告書を踏まえて、同年 6 月の取締役会の決議により、C 社を買収することを決定し、同年 7 月に C 社を買収の対象としたデューデリジェンスを会計事務所に依頼した。A 社は令和 6 年 2 月 1 日に C 社株主と株式譲渡契約書を締結し、同年 3 月 1 日に株式購入対価を指定口座に送金した。株式購入の支払額は 80,000,000 円で、会計上は当該金額を子会社株式に計上している。(a)コンサルティング業者に支払われた当該調査の費用は 8,000,000 円、(b)会計事務所に支払われた当該デューデリジェンスの費用は 12,000,000 円で、いずれも会計上は当期の費用として計上した。

**[資料 5] 外国法人 D 社の未収使用料の放棄**

D 社は衣料品の一部を B 社から輸入して販売しているが、燃料高騰や賃金上昇のため営業利益が大幅に減少し、資金繰りが悪化していた。D 社の資金繰り改善の暫定的措置として、A 社が D 社と締結している商標使用料の未収金を放棄することとした。A 社は令和 6 年 3 月 31 日付で、D 社に対する債権として計上していた未収使用料 6,000,000 円を雑損失として費用計上した。

**[資料6] 長期保有目的上場株式Eの評価損**

A社は、上場会社Eの株式(以下「上場株式E」という。)を長期保有目的で20,000株所有している。当期末の時価(株価)は帳簿価額(42,000,000円)を大幅に下回り、1株当たり1,000円に下落している。上場会社Eの今後の業績回復の動向は不透明であり、株価の回復可能性はないとは言えないが、A社はアナリストの株価予想等の資料に基づく分析は行っていない。当期末に会計上の評価損を22,000,000円計上した。

**問3** 以下の(1)から(4)について、A社の法人税申告書別表四(所得の金額の計算に関する明細書)における申告調整の要否を判断し、答案用紙の「調整必要」又は「調整不要」のいずれかを○で囲みなさい。申告調整が必要な場合は申告調整金額を記載し、答案用紙の「加算」又は「減算」のいずれか、「留保」又は「社外流出」のいずれかを○で囲み、その理由を記載しなさい。申告調整が不要な場合は、その理由を記載しなさい。

- (1) 上記[資料3]の費用計上した賃料負担金について
- (2) 上記[資料4]のC社株式の取得に係る下線部(a)及び(b)の費用処理について
- (3) 上記[資料5]の費用計上した雑損失について
- (4) 上記[資料6]の上場株式Eの評価損計上について

**問題 2** 以下の **問 1** から **問 7** の文章の正誤について、答案用紙の正誤欄に正しい場合は○を、誤りの場合は×を記入し、その理由を答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した個別問題であり、対象者は日本の居住者で、対象資産は全て国内に所在する資産である。

**問 1** 相続税の基礎控除額について

甲の死亡(令和5年9月1日)により相続が発生した。甲には配偶者と子が3人(乙、丙、丁)いる。丙は令和5年10月10日に家庭裁判所に相続放棄の申述をし、受理された。相続税の計算における基礎控除額は、5,400万円である。

**問 2** 贈与税の基礎控除について

甲は令和5年1月1日から12月31日までの間に、乙(父)から100万円、丙(母)から100万円、丁(祖父)から150万円(合計350万円)の贈与を受けた。令和5年分の甲の贈与税申告に当たり、暦年課税として乙と丙からの贈与金額が基礎控除の110万円以下であるため贈与税は課税されず、丁からの贈与については基礎控除を超える40万円が贈与税の課税対象となる。なお、甲は過去の贈与税申告に際して、相続時精算課税を選択したことは無く、令和5年分の贈与税の申告に際しても選択しない。

**問 3** 相続人乙の相続税納税額について

甲の死亡(令和5年4月10日)により相続が発生した。相続税の課税価格の合計額は5億円で、令和5年8月1日に、相続人全員で遺産分割協議に合意した。当該遺産分割協議に従い、甲の配偶者乙が、相続税の課税価格が2億円の相続財産を取得して令和5年9月20日に相続税の申告を行った場合、乙の相続税納税額は0円である。

**問 4** 死亡保険金の受領者における課税について

甲(父)を契約者(保険料負担者)、乙(母)を被保険者とし、保険金の受取人を丙(長男)とする生命保険契約が締結されていたが、令和5年7月10日の乙の死亡により保険会社から死亡保険金2,000万円が令和5年10月15日に丙に支払われた。当該保険金の受領について、丙は所得税の申告を行う必要がある。

**問 5** 死亡退職者の配偶者が受領する企業年金の受給権の課税について

甲は、勤務する会社の在職中である令和5年6月1日に死亡し、死亡退職となった。会社から配偶者乙に対して労使合意を得た年金規約に基づき、会社が運営を委託していた信託会社から乙に遺族給付金が年金として支払われることが確定した。乙が取得した当該年金受給権については、乙の課税対象とはならない。

**問 6** 低廉で土地を譲り受けた場合の長女乙の課税について

甲は、15年前に3,000万円で取得した国内の土地を4,000万円(財産評価基本通達に従い評価した価額は1億円)で令和5年4月1日に乙(長女)に譲渡した。当該土地の譲渡について甲には所得税が課せられるが、乙は何ら課税されない。なお、乙には債務を弁済することが困難である事情はなかった。

**問 7** 相続時精算課税制度を選択した場合の相続税課税について

甲は乙(父)から平成26年に時価2,000万円の上場株式の贈与を受けた。平成26年分の贈与について、平成27年3月15日までに相続時精算課税選択届出書及び一定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出している。贈与税の申告において課税価格の基礎に算入された金額は2,000万円である。その後、令和5年10月3日に乙の死亡により相続が発生した。乙には、相続開始時点において、相続時精算課税適用財産分を除き相続税の課税対象となる財産は無く、甲の他に相続人もいない。相続時の当該上場株式の時価は4,000万円であった。甲は乙の相続に際して、相続税の納税義務を負う。



**問題 3** F 株式会社(以下「F 社」という。)は、情報通信業を営む 3 月決算の上場会社で、通信機器販売業を営む 3 月決算の子会社 G 株式会社(以下「G 社」という。)を有している。F 社及び G 社はいずれも設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人であり、両法人ともに当期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日である。

以下の[資料 1]から[資料 3-3]に基づき、**問 1** から **問 3** の法人税及び所得税の各設問に答えなさい。なお、会計処理及び税務上の取扱いは令和 5 年 4 月 1 日現在施行の法令から変更はないと仮定する。

**[資料 1] F 社のシステム障害に起因する役員の異動**

1. 取締役甲は、F 社のシステム事業部の担当を務めていたが、令和 5 年 6 月に生じたシステム障害の引責により担当を離れ、令和 5 年 7 月に支払われた月額報酬(240 万円)の 50 % 相当額(120 万円)を令和 5 年 8 月に F 社に返還した。令和 5 年分の報酬の総額は 2,880 万円(月額報酬(240 万円)の 12 か月分)で、F 社に返還されたのは 7 月分のみである。
2. 製品開発担当取締役乙は、令和 5 年 9 月 1 日付で、システム事業部担当兼務の常務取締役役に昇格したため、令和 5 年 9 月から月額報酬が 250 万円から 300 万円に改定された。なお、改定後の取締役の報酬総額は、過年度の株主総会決議による報酬総額の上限内である。

**問 1** 上記[資料 1]に基づいて、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

- (1) 取締役甲が F 社に返還した 120 万円について、会計上は収益として計上した。以下の①及び②についてそれぞれ説明しなさい。なお、取締役甲は、ほかの給与収入はない。
  - ①当期の F 社法人所得計算上の取り扱い
  - ②取締役甲の令和 5 年分の所得税法上の給与収入金額
- (2) 取締役乙への月額報酬について、法人税法第 34 条第 1 項第 1 号の定期同額給与として、損金算入することの可否について理由とともに答えなさい。

**[資料 2] F 社から G 社への出向役員に係る出向契約の締結**

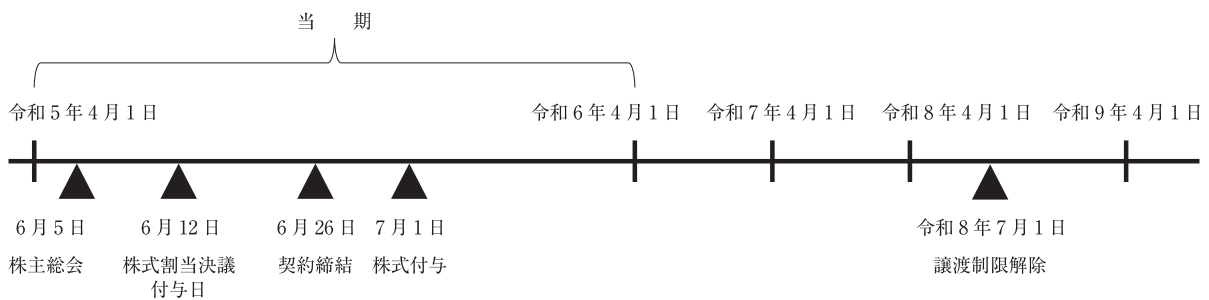
F 社は、令和 5 年 6 月 1 日に F 社の従業員を G 社の役員として 6 月 12 日から出向させることを約した 3 年間の出向契約書を G 社と締結し、G 社は出向役員に係る給与負担金として、毎月 100 万円を F 社に支払うこととした。当該役員に係る給与負担金の額については、令和 5 年 6 月 12 日に G 社の株主総会及び取締役会の決議がされている。

**問 2** 上記[資料 2]における G 社が F 社に支払う給与負担金を、G 社の法人所得計算上、G 社の役員給与(法人税法第 34 条第 1 項)として、損金算入することの可否について理由とともに答えなさい。

**[資料 3-1] F 社の株式報酬制度の導入**

1. 令和 5 年 6 月 5 日の株主総会(取締役の職務執行開始日)で、取締役 10 名に対して報酬等として会社法第 202 条の 2 に基づく事前交付型(注)の株式を交付する報酬制度を導入する決議がなされた。
2. 令和 5 年 6 月 12 日の取締役会で株式の割当決議を行い、6 月 26 日に F 社と取締役との間で締結された譲渡制限付株式割当契約に基づいて株式(以下「本株式」という。)を 7 月 1 日に付与していることから、本株式報酬は、法人税法上の「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当する。
3. 本株式は、令和 5 年 7 月 1 日を本株式の付与日とし、同日における本株式の契約条件等に基づく調整を行った公正な評価単価は 6,000 円/株で、取締役会決議日の株価と同額であった。又、本株式には令和 8 年 7 月 1 日に解除される譲渡制限が付されている。

**[株式報酬制度のスケジュール]**



(注)本株式報酬は、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、対象勤務期間の開始後速やかに、契約上の譲渡制限を付した株式の発行等を行い、権利確定条件(譲渡制限が解除されるための条件(勤務が継続していること、一定の業績が達成されること等))が達成された場合に譲渡制限が解除され、権利確定条件が達成されない等の場合には付与法人等が無償で株式を取得する取引で、法人税法上の特定譲渡制限付株式に該当する。

[資料3-2] F社の株式報酬制度の概要

項目	内容
株式の数	取締役1名当たり1,000株(新株の発行による)
株式の発行	募集株式(割当後の本株式)の割当方法は特定譲渡制限付株式の割当により、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない。
本株式の発行により増加する資本金の額等	増加する資本金の額は、会社計算規則の規定に従って算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額の増加はない。
譲渡制限等	株式割当日から令和8年6月30日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
権利確定条件	勤務条件のみとし(権利確定日において退任していないこと)、業績達成条件は付されていない。本株式の全てについて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
無償取得事由	取締役が自己都合で退任した場合、取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合、破産手続開始等の申立てがあった場合等に無償取得する。

[資料3-3] 株式の割当から譲渡制限解除までの期間にわたるF社の会計処理

令和8年6月末までに自己都合による退任は発生せず、令和8年7月1日に、全ての本株式について譲渡制限が解除され、譲渡制限解除日における株価は6,200円/株であると仮定し、株式の割当から譲渡制限解除までの期間においては、以下の会計処理により、株式報酬費用が費用として計上され、同額が資本金に計上されるものと仮定する。

期間	会計処理	
<b>令和6年3月期</b> (令和5年4月1日から) (令和6年3月31日まで)	借方	貸方
	株式報酬費用 15,000,000円	資本金 15,000,000円
	1,000株×6,000円×10×9か月/36か月=15,000,000	
<b>令和7年3月期</b> (令和6年4月1日から) (令和7年3月31日まで) <b>及び令和8年3月期</b> (令和7年4月1日から) (令和8年3月31日まで)	借方	貸方
	株式報酬費用 20,000,000円	資本金 20,000,000円
	1,000株×6,000円×10×12か月/36か月=20,000,000	
<b>令和9年3月期</b> (令和8年4月1日から) (令和9年3月31日まで)	借方	貸方
	株式報酬費用 5,000,000円	資本金 5,000,000円
	1,000株×6,000円×10×3か月/36か月=5,000,000	

**問 3** 上記[資料 3-1]から[資料 3-3]に基づいて、以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。なお、必要に応じて本問末尾に記載した[参考条文]を参照すること。

- (1) [資料 3-3]の会計処理を前提に、令和 6 年 3 月期から令和 9 年 3 月期までの各事業年度における法人税申告書別表四(所得の金額の計算に関する明細書)の、株式報酬費用に関する調整金額及び申告調整内容を答えなさい。申告調整内容は、「加算」又は「減算」のいずれか、「留保」又は「社外流出」のいずれかを○で囲みなさい。申告調整不要の場合は、「調整不要」を○で囲み、調整金額の欄は空欄とすること。
- (2) 上記 **問 3** (1)の本株式に係る報酬の所得税を計算する上での所得区分、取締役各人の所得の金額の計算上収入金額とすべき金額、及び所得税を申告すべき年分をそれぞれ答えなさい。
- (3) 取締役との間で締結された譲渡制限付株式割当契約において、本株式の譲渡制限期間の満了日を令和 8 年 7 月 1 日とせず、役員「退任日」とした場合(譲渡制限解除日を役員「退任日」として設定した場合)に、本株式による所得税を計算する上での所得区分を答えなさい。

## [参考条文]

### 法人税法

#### 第五十四条(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)

内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につき譲渡制限付株式(譲渡についての制限その他の条件が付されている株式(出資を含む。))として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)であつて次に掲げる要件に該当するもの(以下この項及び第三項において「特定譲渡制限付株式」という。)が交付されたとき(括弧内省略)は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額は総収入金額に算入すべき金額(次項及び第三項において「給与等課税額」という。)が生ずることが確定した日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

- 一 当該譲渡制限付株式が当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付株式が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

### 所得税法施行令

#### 第八十四条(譲渡制限付株式の価額等)

個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該役務の提供の対価として譲渡制限付株式であつて次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「特定譲渡制限付株式」という。)が当該個人に交付されたとき(括弧内省略)における当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式に係る法第三十六条第二項(収入金額)の価額は、当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の譲渡(担保権の設定その他の処分を含む。次項第一号において同じ。)についての制限が解除された日(括弧内省略)における価額とする。

- 一 当該譲渡制限付株式が当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付株式が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

# 令和5年度修了考査

## 試験問題

### 第七問・第八問

#### 経営に関する理論及び実務

(コンピュータに関する理論を含む。)

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から12頁までとなっています。  
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限ります。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 解答に当たり適用すべき法令等は、令和5年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験時間は2時間です。
- 11 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和5年度修了

令和5年度修了

令和5年度修了

## 第七問 (100点)

**問題 1** 監査法人のアドバイザー部門に所属する公認会計士であるあなたは、ともに上場会社である A 株式会社(以下「A 社」という。)及び B 株式会社(以下「B 社」という。)の財務の安全性を検討することを指示された。

以下の[資料]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。なお、A 社及び B 社は我が国における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を採用している。

[資料] A 社及び B 社の要約連結貸借対照表

(単位：百万円)

	A 社	B 社
	20X1 年 3 月期	20X1 年 3 月期
<b>流動資産</b>	<b>89,930</b>	<b>98,730</b>
現金及び預金	2,400	6,220
売掛金	14,870	49,080
棚卸資産	55,000	100
有価証券	18,100	44,960
貸倒引当金	△440	△1,630
<b>固定資産</b>	<b>55,100</b>	<b>23,930</b>
有形固定資産	33,000	14,000
無形固定資産	13,000	4,600
投資その他の資産	8,070	4,430
繰延税金資産	1,030	900
<b>資産合計</b>	<b>145,030</b>	<b>122,660</b>
<b>流動負債</b>	<b>85,970</b>	<b>96,730</b>
買掛金	53,000	510
未払金	10,200	65,080
短期借入金	20,500	25,500
未払法人税等	2,020	5,000
その他	250	640
<b>固定負債</b>	<b>2,460</b>	<b>1,600</b>
長期借入金	2,010	1,200
退職給付に係る負債	450	400
<b>負債合計</b>	<b>88,430</b>	<b>98,330</b>
<b>株主資本</b>	<b>54,500</b>	<b>17,540</b>
資本金	44,000	12,500
利益剰余金	10,500	5,040
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,120</b>	<b>4,210</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>980</b>	<b>2,580</b>
<b>純資産合計</b>	<b>56,600</b>	<b>24,330</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>145,030</b>	<b>122,660</b>



**問 1** 上記[資料]に基づき、A社及びB社の20X1年3月期に関する以下の(1)から(5)の財務分析指標をそれぞれ計算しなさい。

なお、計算結果は、**小数点以下第2位を四捨五入**する。

- (1) 流動比率
- (2) 当座比率
- (3) 負債比率
- (4) 自己資本比率
- (5) 固定比率

**問 2** あなたは、**問 1** の計算結果を用いて、短期的な債務返済能力及び長期的な安全性の評価を実施した。以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

- (1) 短期的な債務返済能力について当座比率を用いて評価した場合、A社及びB社のいずれの会社が優れているかを答えなさい。また、短期的な債務返済能力について流動比率より当座比率を用いる利点を説明しなさい。
- (2) 長期的な安全性について自己資本比率を用いて評価した場合、A社及びB社のいずれの会社が優れているかを答えなさい。また、当該評価を踏まえて長期的な安全性の評価結果に差が生じた主な理由を説明しなさい。

**問題 2** あなたは、上場会社である C 株式会社(以下「C 社」という。)の経理担当者として、20X1 年度実績の把握と 20X2 年度予算の策定を行っており、特に業績変動をもたらす要因を中心に不確実性の分析を実施している。以下の[資料]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

[資料] 20X1 年度実績及び 20X2 年度予算の要約

(単位：百万円)

	20X1 年度実績			20X2 年度予算		
	総額	変動費	固定費	総額	変動費	固定費
売上高	252,000			300,000		
売上原価	130,500	85,000	45,500	147,360	101,860	45,500
売上総利益	121,500			152,640		
販売費及び一般管理費	83,021			88,503		
荷造運搬費	24,508	24,508		27,030	27,030	
広告宣伝費	12,080	12,080		15,040	15,040	
人件費	29,330		29,330	29,330		29,330
退職給付	780		780	780		780
地代家賃	4,580		4,580	4,580		4,580
減価償却費	2,908		2,908	2,908		2,908
水道光熱費	8,470		8,470	8,470		8,470
その他	365		365	365		365
営業利益	38,479			64,137		

(注) 20X2 年度予算の固定費は 20X1 年度実績の固定費と同額としている。

**問 1** 上記[資料]に基づき、C 社の 20X1 年度実績及び 20X2 年度予算について、以下の(1)から(4)をそれぞれ計算しなさい。

なお、計算に当たっては、次の指示に従いなさい。

- ・損益分岐点分析における固定費と変動費の分解は、**費目別法(費目別精査法)**を用いて実施する。
- ・計算結果は、(2)を除き**小数点以下第 2 位を四捨五入**する。
- ・(2)損益分岐点売上高の計算においては、(1)で算出した変動費率を用いて計算し、計算結果の**百万円未満を切り上げる**。

- (1) 変動費率
- (2) 損益分岐点売上高
- (3) 損益分岐点比率
- (4) 営業レバレッジ

**問 2****問 1**

の計算結果を用いて、以下の(1)から(4)の各設問に答えなさい。

なお、計算に当たっては、次の指示に従いなさい。

- ・計算結果は、(1)を除き**小数点以下第2位を四捨五入**する。
- ・(1)の売上高の計算においては、**問 1** で算出した変動費率を用いて計算し、計算結果の**百万円未満を切り上げる**。

- (1) 20X2 年度予算において、営業利益を 100,000 百万円とするための売上高を計算しなさい。
- (2) 営業レバレッジとはどのような経営分析指標であるかを答えなさい。これを踏まえて、C 社の 20X1 年度実績と 20X2 年度予算の営業レバレッジの変化から何が読み取れるかを説明しなさい。
- (3) C 社では資本構成が業績の変動に与える影響を検討している。以下の(ア)から(ウ)について答えなさい。
- (ア)C 社の資本構成及び業績が以下のケース 1 からケース 4 の場合における自己資本純利益率(以下「ROE」という。)をそれぞれ計算しなさい。なお、C 社の 20X1 年度末現在の資本構成は、自己資本 50,000 百万円であった。

(単位：百万円)

	資本構成		業績(抜粋)		
	他人資本	自己資本	営業利益	支払利息	当期純利益
ケース 1	—	250,000	64,137	—	64,137
ケース 2	200,000	50,000	64,137	6,000	58,137
ケース 3	—	250,000	11,569	—	11,569
ケース 4	200,000	50,000	11,569	6,000	5,569

(注)業績(抜粋)において法人税等は考慮しない。

- ・ケース 1 及びケース 2 は 20X2 年度予算を前提として、資本構成を増資により自己資本のみとした場合(ケース 1)と 20X2 年度中に他人資本を調達した場合(ケース 2)を示している。
- ・ケース 3 及びケース 4 は、予算策定時の状況と比べて不況となった状況を想定し、資本構成を増資により自己資本のみとした場合(ケース 3)と 20X2 年度中に他人資本を調達した場合(ケース 4)を示している。

(イ)財務レバレッジとはどのような経営分析指標であるかを答えなさい。なお、「他人資本」という用語を用いること。

(ウ)C 社の財務レバレッジと ROE の関係について、自己資本のみのケース 1 とケース 3、及び、他人資本があるケース 2 とケース 4 を比較して説明しなさい。

- (4) 不確実性のリスクに影響を与える要因には、営業レバレッジ、財務レバレッジ及び事業内容がある。このうち、「事業内容」が不確実性のリスクに与える影響を、具体的な業種を二つ挙げて比較しながら説明しなさい。

**問題 3** 東京証券取引所はそれまでの市場区分の見直しを行い、2022年4月4日に新市場区分へ移行した。新市場区分への見直しは、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な市場を提供することにより、豊かな社会の実現に貢献することを目的としている。当該市場区分の見直しについて、以下の**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下の **(A)** から **(I)** の空欄に当てはまる適切な語句を答えなさい。

#### 東京証券取引所における各市場区分の説明

市場区分	コンセプト
<b>(A)</b> 市場	多くの <b>(D)</b> の投資対象になり得る規模の <b>(E)</b> (流動性)を持ち、より高い <b>(F)</b> 水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場である。
<b>(B)</b> 市場	公開された市場における投資対象として一定の <b>(E)</b> (流動性)を持ち、上場企業としての基本的な <b>(F)</b> 水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場である。
<b>(C)</b> 市場	高い <b>(G)</b> 性を実現するための <b>(H)</b> 及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的に <b>(I)</b> が高い企業向けの市場である。

**問 2** 上記 **問 1** の **(A)** 市場において、流動性を判断する基準として四つの項目を定めている。四つの項目とは何かを答えなさい。

**問 3** 上記 **問 1** の **(A)** 市場においては、ガバナンスの観点から流通株式比率を 35 % 以上とすることが求められている。その理由を説明しなさい。

## 第八問 (100点)

**問題 1** あなたは A 株式会社(以下「A 社」という。)の内部監査部門に所属する組織内会計士であり、内部統制報告制度の経営者評価及び外部監査人対応を担当している。外部監査人は B 監査法人である。

A 社の主たる事業は消費財の卸売りであり、メーカーから商品を仕入れ、小売店へ卸している。A 社の IT システムは、販売システム、購買システム、及び棚卸資産管理システムの三つの業務システム、並びに会計システムで構成されている。決算日は 3 月 31 日である。

A 社は 20X4 年 3 月期において、メインフレーム上で 30 年前から稼働している自社開発の IT システムから市販の ERP (Enterprise Resource Planning) パッケージを利用した統合型取引処理システムへ移行した。新システムへの切替日は 20X3 年 4 月 1 日である。新システムにおいてはデータの量が大きいこと、経常的な取引については業務処理が自動化されていることから、経営者はデータを処理又は維持するために IT システムに依拠している。

A 社の 20X4 年 3 月期の経営者評価を実施するに当たり、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**問 1** 20X4 年 3 月期の経営者評価計画の作成に当たり、あなたは新システムに関する IT 環境の理解及び IT の利用から生じるリスクの識別を行うこととした。企業の IT プロセスにおける内部統制のデザイン又は運用が有効でない場合、考えられる企業内の情報と伝達に関連するリスクを答えなさい。

**問 2** 以下は、旧システムから新システムへのデータ移行において一般的に想定されるリスクの例示である。各リスクに対し A 社が備えるべき統制を答えなさい。

	想定されるリスク
①	旧システムのデータが新システムに全件移行されず、誤った期首残高が計上されるリスク
②	新システムで誤った勘定コードへの集計が行われ、誤った勘定別の期首残高が計上されるリスク
③	データを新システムにアップロードする際に、開発担当者がデータを直接書き換えてから新システムにデータ移行するリスク

**問 3** IT 環境の理解及び IT の利用から生じるリスクの識別を進める過程で、あなたは、情報処理統制の経営者評価手続を検討するに当たり、新システムのような統合型取引処理システム特有の留意点があるのではないかと考え、B 監査法人の A 社監査チームの IT 担当者に助言を求めることとした。IT 担当者からの助言は、次の[資料 1]のとおりである。[資料 1]の空欄 ① から ④ に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は 1 回しか使えない。

**[資料 1] A 社監査チームの IT 担当者からの助言**

ERP パッケージを利用した統合型取引処理システムは、高度にシステム化された統制機能が組み込まれ、それが業務に適用されることを想定してデザインされているため、自動化された情報処理統制を理解する上で次のような点に留意し、経営者評価計画を策定することをお勧めします。

- ・ 貴社の業務に適用されている、システムに組み込まれた統制機能を把握する。
- ・ その統制機能は ERP パッケージに元々組み込まれているものか、それとも貴社が ① により独自の仕様のプログラムを付加したものか。
- ・ システムに組み込まれた統制を、その ② デザインどおりに利用しているか。
- ・ ERP パッケージは業務システムに取引データを入力するとリアルタイムで財務会計データが作成される仕組みであるが、常にリアルタイムで財務会計データの ③ 仕様になっているか。

また、重要な自動化された情報処理統制について ④ が可能な場合、会社の業務に適合した ④ となるようどのような承認、事後検証等の管理手続が取られているか、それを変更できる権限が職務上必要なユーザーに限定されているかを理解することも重要です。経営者評価の手続書の作成においては、これらのことを考慮して手続の種類、時期及び範囲を検討すると良いでしょう。

**[選択肢]**

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (a) マスターデータの変更     | (b) 残高が上書きされる   |
| (c) パラメータ設定        | (d) システム開発      |
| (e) カスタマイズ         | (f) 導入時に会社が想定した |
| (g) ERP の設計時に想定された | (h) 残高が履歴で保存される |

**問題 2** 組織内会計士であるあなたは、コンサルティング会社に勤務するリスクコンサルタントであり、C株式会社(以下「C社」という。)の経理業務効率化プロジェクトのメンバーである。C社は、業務効率化の方法としてこれまで行ってきたエンドユーザー・コンピューティング(End User Computing)(以下「EUC」という。)を利用した一部業務の自動化から、ロボティック・プロセス・オートメーション(Robotic Process Automation)(以下「RPA」という。)を導入した広範囲な経理業務の自動化を検討している。これについて、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**問 1** EUCとRPAの比較について、以下の[資料1]の空欄 **①** から **③** に当てはまる適切な語句を[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

**[資料1] EUCとRPA**

EUCとは、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者が、自らシステムの構築や運用・管理に積極的に携わることを指す。EUCでは市販のパッケージ・ソフトウェアが利用される場合もあれば、 **①** 等の汎用ソフトウェアをEUCのツールとして用いて独自の処理に使う場合もある。

一般に数値データの計算・集計・分析・加工等に **①** を利用するなど、業務においてEUCは広く普及していると言えるが、管理主体がIT部門ではなく業務部門になることが多いため、仕様書の作成や変更記録の作成等の全般的な管理体制、アクセス制限に関する内部統制が整備されていないことが多い。

RPAとは、従来人手で行っていた業務を効率化・自動化するためのソフトウェアロボットのことである。あらかじめ用意した入力用データを読み取らせ、読み取ったデータをシステムに自動で入力させるというものが典型的な例である。

EUCとRPAは、いずれも人手で行っていた業務を自動化する点では同様である。一方、 **①** のマクロのような **②** における自動化と異なり、RPAでは **③** の連携を必要とするような作業を行うことができる。そのため、RPAの導入がIT部門主導ではなくEUCと同様に業務部門が管理主体となっていく場合には、既存の業務システムとの連携や導入後の管理体制について注意する必要がある。

**[選択肢]**

- |             |               |               |
|-------------|---------------|---------------|
| (a)レガシーシステム | (b)単一アプリケーション | (c)インフラストラクチャ |
| (d)スプレッドシート | (e)システム管理業務   | (f)複数アプリケーション |

**問 2** あなたは、経理業務効率化プロジェクトのメンバーである甲と、売掛金の入金消込業務の自動化について、以下の[資料 2]のとおり打合せをした。甲は、C 社の RPA 導入のための要件定義を担当しているコンサルタントである。C 社ではこれまで、入金データと売掛金明細データとのマッチングを EUC により自動化していたが、甲の提案は入金消込業務の一連の処理を RPA により自動化するというものである。

[資料 2]の下線(A)において、あなたは RPA についても IT 全般統制の整備運用が必要であると述べている。「プログラムの変更管理」、「アクセス管理」、「IT の運用」の観点から、RPA に関連する IT の利用から生じるリスクを答えなさい。

### [資料 2] RPA による自動化に関する会話

(甲)C 社の入金消込の業務フローを分析し、以下の処理を RPA で自動化することを検討しています。

- (1) **バンキングシステム**から入金データを作業ファイルにダウンロード
- (2) **債権管理システム**から売掛金明細データを作業ファイルにダウンロード
- (3) 作業ファイル上で入金データと売掛金明細データをマッチング
- (4) 定型的な売掛金差異のパターンをあらかじめ**売掛金差異パターンマスター**に登録しておき、差異のうち先方への問合せが必要なものについては、**取引先マスター**に登録された連絡先への問合せメールを作成し送信
- (5) 消込できた売掛金について、**債権管理システム**に回収入力
- (6) 1日の処理結果を債権管理課長へ作業ファイルを添付してメールで報告

なお、これらの業務を行うため、ソフトウェアロボットに対して上記のシステムのユーザー ID を作成し、アクセス権を付与します。

何か問題点や懸念点はありますか？

(あなた)RPA による処理の自動化は、処理の内容が複雑で、ほかの業務システムとのデータ連携も多く組み込まれていることから、自動化された情報処理統制と同様に、処理の一貫性を維持するような内部統制が求められます。そのため、(A) RPA についても IT 全般統制を整備し、運用することが必要であると考えます。

(甲)なるほど。このプロジェクトは経理部主導で進めていますが、IT 部門にも参加してもらった方が良さそうですね。



**問 3** RPA化する入金消込業務において、ソフトウェアロボットにどのような権限を付与すれば良いか。上記[資料2]の太字部分のシステム又はマスターについて、適切と思われる権限に当てはまる記号を以下の[選択肢]から一つ選び、答案用紙の権限欄にその記号を答えなさい。なお、[選択肢]は2回以上使用しても差し支えない。

[選択肢]

(a)承認権限	データの閲覧、及び入力されたデータを確定させ会計システムにデータ送信する権限
(b)入力権限	データの閲覧、及び入力(新規入力、書き換えを含む)ができる権限
(c)閲覧権限	データの閲覧ができる権限

**問 4** C社では、今後のさらなる業務効率化のため、売掛金差異の判定、及び取引先への連絡並びにその回答の確認と処理をAI化し、売掛金の入金消込業務を完全自動化することを検討している。入金消込業務にAIを導入する場合に債権管理の責任者が留意すべき事項について、あなたはC社にどのような提言ができるか。AIへのインプット及びAIからのアウトプットの正確性・正当性の視点から、それぞれ一つ答えなさい。ただし、セキュリティの視点での提言はここでは対象外とする。

**問題 3** あなたは D 株式会社(以下「D 社」という。)の経理部門に勤務する組織内会計士であり、会計監査の窓口を担当している。外部監査人は E 監査法人である。

D 社の事業はインターネット上の自社の EC サイトで衣料品や雑貨を販売する小売業であり、メーカーから仕入れた商品を自社倉庫(国内に 3 か所ある)に保管している。自社のウェブサイト上で注文を受けると、在庫管理システムに出荷指示が送信され、商品が倉庫から出荷される流れとなっている。期末日時点において 6 か月以上販売実績のない商品に対して評価損を計上することとしており、計算結果は在庫管理システムから「滞留在庫リスト」として出力される。

外部監査人への電子データの提供に関して、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**問 1** あなたは E 監査法人の主査から、20X4 年 3 月末の「滞留在庫リスト」の検証に必要な電子データの提供の依頼を受けた。電子データには、その物理的なサイズに比し大量の情報が含まれているため、当該電子データを紛失した場合には、大規模な情報漏えいが発生する可能性がある。また、授受が容易なことから、業務上の必要以上に電子データを提供し、セキュリティ・ポリシー等で授受が禁止されている情報が含まれてしまう可能性も高い。これらを考慮して、外部監査人に電子データを提供する際に留意すべき事項を二つ答えなさい。

**問 2** 電子データの授受の方法としては、一般に「①電子メールを利用する」、「② USB 等の外部記憶媒体を利用する」、「③クラウドサービス等の IT リソースを利用する」の三つが考えられる。それぞれの方法において、どのような事象が起きた場合に情報漏えいのリスクが生じるか、考えられるケースをそれぞれ一つ挙げて、その対応策を答えなさい。

**問 3** あなたは電子データの提供方法として、上記 **問 2** に示された方法のほかに、E 監査法人の担当者に D 社内の PC (端末)を貸与し、電子データに直接アクセスしてもらう方法を検討している。一般に、外部監査人に電子データへ直接アクセスさせる方法は **問 2** に示された方法に比べてどのようなメリット及びリスクがあるか、情報セキュリティの観点からそれぞれ一つずつ答えなさい。

**問 4** 検討の結果、あなたは E 監査法人用のアカウントを作成し、20X4 年 3 月末の「滞留在庫リスト」の検証に必要な電子データに、D 社の社内ネットワークから外部監査人が直接アクセスする方法を採用することとした。以下の(1)から(5)のうち、外部監査人に電子データにアクセスさせる際の留意事項として適切な取り扱いと思われるものに「○」を、適切な取り扱いでないとと思われるものについては「×」を記入しなさい。

(1)	D 社のセキュリティ・ポリシーではユーザー・アカウントは個人ごとに付与することとしているが、E 監査法人用のアカウントのアクセス権は閲覧権限のみのため、監査チームのメンバーごとではなく E 監査法人として一つのアカウントを作成した。
(2)	在庫データ、出荷データ、販売データ、原価マスターなど複数のシステムにまたがるデータにアクセスするため、往査終了後は速やかにアカウントを削除するよう留意する。
(3)	検証に必要なデータの中には購入した個人の氏名や住所が含まれているため、個人情報の削除又はマスクの方法について事前に E 監査法人と合意しておく。
(4)	E 監査法人用のアカウントは閲覧権限のみ付与されているため、社内ネットワークへのアクセスに当たり、D 社の PC は貸与せず、E 監査法人の PC を接続できるようにした。
(5)	ファイルサーバーに作成した E 監査法人用のフォルダーに、検証に必要なフィールドは削除したデータを提供する。

# 令和5年度修了考査 試験問題

## 第九問・第十問 〔公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から6頁までとなっています。  
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限ります。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 解答に当たり適用すべき法令等は、令和5年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験時間は1時間です。
- 11 試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。
- 12 問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
- 13 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 14 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 15 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 16 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わりに、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 17 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。

令和5年度修了

令和5年度修了

令和5年度修了

(満点 100点)  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第十問とあわせ} \\ \text{時 間 1時間} \end{array} \right\}$

## 第九問 (50点)

**問題 1** 日本公認会計士協会が定める「倫理規則」(以下「倫理規則」という。)セクション 110 に規定されている「基本原則」に関する、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 倫理規則は、基本原則として五つを定めている。このうち、客観性の原則の内容を答えなさい。

**問 2** 会員は、基本原則を遵守する上で、識別した阻害要因が許容可能な水準にないと判断した場合、当該阻害要因に対処しなければならない。その際、会員はセーフガードを適用することがある。セーフガードとは何か答えなさい。

**問題 2** 以下は、日本公認会計士協会が定める「倫理規則」(以下「倫理規則」という。)サブセクション 114 の抜粋である。以下を読み、 **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**倫理規則 (サブセクション 114 - 守秘義務)**

R 114.1 会員は、守秘義務の原則を遵守しなければならない。同原則は、会員に対して、  
① 知り得た ② を守ることを求めている。会員は、次の義務を有する。

(中略)

R 114.1 JP 会員は、① 知り得た ② を利用しているのではないかと  
③ を呈することがないよう留意しなければならない。

114.1 A1 守秘義務の原則は、① 知り得た ② が第三者に開示されないとの  
認識の下、依頼人又は所属する組織から会員に対する情報提供を促進するものであり、  
④ に資するものである。しかし、(A) 状況によっては、会員は ① 知り得た  
② の開示を要求される、又はそのような開示が適切であると判断することがあり、  
次のような場合には、会員の守秘義務が解除される正当な理由があると判断される。

(以下略)

**問 1** 文章内の空欄 ① から ④ に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、  
その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

**[選択肢]**

- |           |          |            |
|-----------|----------|------------|
| (a) 公共の利益 | (d) 個人的に | (g) 投資者の利益 |
| (b) 秘密    | (e) 業務上  | (h) 情報     |
| (c) 疑念    | (f) 外観   | (i) 第三者の利益 |

**問 2** 上記下線部 (A) のとおり、会員は正当な理由がある場合には守秘義務が解除されることがある。答案用紙の記載例を参考に、倫理規則で定められている守秘義務が解除される具体例を記載例以外に三つ答えなさい。

**問題 3** 公認会計士及び監査法人の懲戒処分に関する、以下の **問 1** から **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下は、監査法人に対する処分等を規定した公認会計士法第 34 条の 21 第 2 項の抜粋である。文章内の空欄 ① から ⑤ に当てはまる適切な語句を以下の [選択肢] から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢] は 1 回しか使えない。

内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、① し、第 34 条の 13 第 1 項に規定する ② の改善を命じ、③ 以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の ④ を命じ、又は ⑤ を命ずることができる。

[選択肢]

- |            |         |         |
|------------|---------|---------|
| (a) 戒告     | (d) 禁止  | (g) 課徴金 |
| (b) 業務管理体制 | (e) 2 年 | (h) 解散  |
| (c) 内部統制   | (f) 1 年 | (i) 停止  |

**問 2** 公認会計士甲(以下「甲」という。)は、A 株式会社の会社法監査を受嘱している。甲は、自ら公認会計士事務所を営んでおり、監査法人の社員ではない。

甲は、A 株式会社の不適切な計算書類(虚偽、錯誤又は脱漏のある計算書類)を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして監査証明した。この場合、甲は、公認会計士法第 29 条及び同法第 30 条に従って、内閣総理大臣により以下の(1)又は(2)の懲戒処分が科される可能性がある。以下の(1)と(2)の処分の違いが生じる状況はどのような場合か答えなさい。

- (1) 甲が登録を抹消される場合
- (2) 甲が戒告を受ける場合



(満点 100点) { 第九問とあわせ }  
時間 1時間

## 第十問 (50点)

日本公認会計士協会が定める「倫理規則」(以下「倫理規則」という。)における違法行為への対応に関して以下の各設問に答えなさい。

**問題 1** 会計事務所等所属の会員は、依頼人に対して財務諸表監査業務及びそれ以外の専門業務を提供する際に、違法行為又はその疑いに気付いた場合、倫理規則セクション 360 に従い職業的専門家として対応することが求められる。これに関連して、以下の **問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

### [違法行為に関連する留意事項]

360.4 会計専門職の特徴の一つは、**ア** のために行動するという責任を引き受けることにある。会員は、違法行為又はその疑いに対処する場合、次の点に留意して行動する責任を有する。

- (1) ( **A** )の原則及び( **B** )の原則を遵守すること。
- (2) 依頼人の経営者又は適切な場合には監査役等に報告し、次のいずれかの対応を促すこと。
  - ① 経営者又は監査役等が、違法行為又はその疑いを **イ** 若しくは **ウ** し、又はそれらの **エ** を **オ** できるようにすること。
  - ② まだ **カ** していない場合には、違法行為を **キ** こと。
- (3) **ア** のために **ク** を行うこと。

**問 1** 上記[違法行為に関連する留意事項]は、倫理規則における「違法行為に関連する留意事項」に関する記述である。空欄 **ア** から **ク** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

### [選択肢]

- |             |            |           |
|-------------|------------|-----------|
| (a)未然に防ぐ    | (f)公正な立場   | (l)軽減     |
| (b)社会的役割    | (g)違法行為の予防 | (m)協議     |
| (c)阻止       | (h)評価する    | (n)追加的な対応 |
| (d)発生       | (i)是正      | (o)公共の利益  |
| (e)監査業務の依頼人 | (k)影響      |           |

**問 2** 上記[違法行為に関連する留意事項](1)において会員が遵守すべき基本原則が定められている。( A )及び( B )に入る語句を答えなさい。

**問 3** 財務諸表監査に従事する会員は、違法行為が発生した、若しくは発生し得ると認識し、又はその疑いを持った場合、適切な階層の経営者及び適切な場合には監査役等と当該事項について協議する必要がある。どの階層の経営者と協議することが適切であるかを職業的専門家として判断するに当たり、検討すべき事項を二つ答えなさい。

**問 4** グループ監査におけるグループの構成単位に対する専門業務を実施する中で当該構成単位に関する違法行為又はその疑いに気付く場合がある。このとき、グループ監査責任者と当該事項についてコミュニケーションを行う目的は何かを述べなさい。

**問 5** 上記 **問 4** に関連して、答案用紙の解答欄に記載の二つのケースにおいてグループ監査責任者と当該事項についてコミュニケーションを行う必要があるか、「必要」又は「不要」のいずれかを○で囲みなさい。

**問題 2** 組織所属の会員は、所属する組織において専門業務(組織所属の会員が行う職業的専門家としての業務)を実施する際に、違法行為又はその疑いに気付いた場合、倫理規則セクション 260 に従い職業的専門家として対応することが求められる。これに関連して、以下の **問 1** から **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下の[組織所属の会員の責任]は、倫理規則における「組織所属の会員の責任」に関する記述(一部抜粋及び省略)である。空欄 **ア** から **ク** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

[組織所属の会員の責任]

《上級の職にある組織所属の会員の責任》

260.11 A1 上級の職にある組織所属の会員は、、並びに人的、財務的、技術的、物的及び無形の経営資源の取得及び配分並びに経営資源に対する支配に関して従業員である。上級職会員は、所属する組織のその他の会員に比し、違法行為又はその疑いに対してのために。これは、所属する組織における当該上級職会員の役割、地位及び影響力によるものである。

《上級の職以外の組織所属の会員の責任》

R 260.25 上級職以外の会員は、違法行為が発生した、若しくは発生し得ると認識し、又はその疑いを持った場合、(略)所属する組織の方針及び手続(例えば( C )や( D ))に従って当該事項に対処するか、又は適切な場合には直属の上司若しくはにしなければならない。当該は、上司が適切な対応策を講じることに資するものである。なお、直属の上司が場合には、当該にしなければならない。

[選択肢]

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| (a) 経営者                  | (h) 直属の上司より上の階層の上司        |
| (b) 重要な影響力を行使し決定できる職位にある | (i) 所属する企業の利益             |
| (c) あらゆる業務               | (k) 適切な行動をとらない            |
| (d) 関与している可能性がある         | (l) 報告                    |
| (e) 取締役                  | (m) 監査役等                  |
| (f) 公共の利益                | (n) 存在しない                 |
| (g) 相談                   | (o) 適切な行動をとることを、より期待されている |

**問 2** 上記《上級の職以外の組織所属の会員の責任》の文中にある「( C )や( D )」に当てはまるような、所属する組織の方針及び手続として考えられるものを二つ答えなさい。